

呉市指定管理者制度運用ガイドライン

呉 市
令和 7 年 5 月

指定管理者制度導入の標準的なスケジュール	1
はじめに	2
第1章 指定管理者制度の概要	3
第2章 指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方	4
1 制度導入の検討	4
(1) 制度導入の基本的な考え方	4
(2) 更新に当たっての基本的な考え方	4
(3) 期待する役割（成果）の明確化	4
2 候補者の選定	4
(1) 公募原則による選定	4
(2) 公募を行わない施設	4
(3) 候補者の募集単位	5
3 指定期間	5
(1) 指定期間	5
(2) 原則以外の指定期間	5
4 債務負担行為の設定	5
5 インセンティブとペナルティ	6
(1) インセンティブの付与の検討	6
(2) 更新に当たってのインセンティブとペナルティ	6
6 事業者提案型（サウンディング型）市場調査の実施	7
(1) 公募による市場調査の実施	7
(2) 実施方法	7
(3) 結果の公表	7
7 利用者等の安全の確保	8
(1) 安全確保の義務	8
(2) 日常点検業務	8
(3) 法定点検業務等	8
(4) 施設の修繕・保全等	10
8 自主事業	10
(1) 自主事業の定義	10
(2) 運営に係る経費	10
(3) 自主事業を実施する場合の手続等	10
9 目的外使用許可	11

第3章 条例の改正等	12
1 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例について	12
(1) 手續条例	12
(2) 手續条例施行規則	12
2 指定管理者制度導入に係る設置条例の制定又は改正	13
(1) 指定管理者制度の導入	13
(2) 業務の範囲	13
(3) 管理の基準	13
(4) 利用料金制	13
第4章 指定管理者募集要項の作成	15
1 募集の目的及び期待する役割（成果）並びに募集方法	15
2 施設の概要	16
3 指定期間	16
4 業務の範囲	16
5 管理の基準	16
(1) 開館時間、休館日	17
(2) 公平な利用の確保	17
(3) 施設の使用許可	17
(4) 個人情報の保護	17
(5) 情報公開に関する事項	17
6 管理に要する経費	17
(1) 指定管理料基準額	17
(2) 利用料金制の適否	18
(3) 指定管理料（委託料）の支出及び精算	18
(4) 指定管理業務に係る経費の管理	20
7 申請資格・募集手續等	20
(1) 申請資格	20
(2) 募集要項等の配布窓口及び配布期間	22
(3) 現地説明会の開催	22
(4) 募集に関する質問	22
(5) 申請の受付	22
(6) 提出書類	22
8 候補者の選定	24
(1) 選定方法	24
(2) 審査基準	24
(3) 選定に当たっての留意事項	24
(4) 選定結果の通知及び公表の方法	24

9	リスクに応じた責任分担	25
	(1) リスクに応じた責任分担の検討	25
	(2) 施設賠償責任保険への加入	27
10	施設運営協議会の設置	27
11	モニタリングの実施	27
12	指定及び協定の締結	27
	(1) 指定管理者の指定	27
	(2) 協定の締結	28
13	事業報告書等	28
14	事業の継続が困難になった場合の措置等	29
15	事務引継ぎ等	29
16	その他	29
	(1) 管理運営に疑義が生じた場合等の取扱い	29
	(2) 著作権の帰属	30
	(3) 個人情報等の保護	30
	(4) 情報公開の実施	30
	(5) 緊急時の対応	30
	(6) 第三者への委託	30
	(7) 指定管理者に関する変更事項の届出等	30
	(8) 使用許可を指定管理者が行う場合の留意事項	30

第5章 指定管理業務仕様書の作成 31

1	制度導入により期待する役割（成果）	31
2	管理運営に関する基本的な事項	31
3	事業計画書等の作成に当たり提供する資料	32

第6章 指定管理者の公募と候補者の選定 33

1	公募	33
	(1) 指定管理者の募集	33
	(2) 募集期間	33
	(3) 議会等への情報提供	33
2	候補者の選定	33
	(1) 選定委員会の設置	33
	(2) 選定委員	33
	(3) 選定方法	34

(4) 選定委員会の開催	34
(5) 選定結果の通知	34
(6) 選定結果の公表	34

第7章 指定管理者の指定 36

1 指定議案の提出	36
(1) 議決事項	36
(2) 議案資料	36
2 指定管理者の指定	36
(1) 指定の通知	36
(2) 指定の告示	37
(3) 議案の否決	37
3 協定の締結等	37
(1) 基本協定	37
(2) 利用料金の承認	37
(3) 指定管理業務の部分委託（第三者委託）の承認	38
(4) 年度協定	38
(5) 協定の変更	38

第8章 指定管理業務の実施 39

1 施設運営協議会の設置	39
2 事業報告書等	39
3 モニタリング評価	39
(1) 指定管理者による自己評価	39
(2) 利用者満足度調査	40
(3) 現地調査	40
(4) 総合評価	40
4 監査	40
5 事業の継続が困難になった場合の措置等	41
(1) 事業の継続が困難になった場合の措置等	41
(2) 措置等の根拠となる法令等	41
(3) 事業の継続が困難になった場合等の措置等の流れ	42
(4) 指定取消し等に伴う損害賠償	43
(5) 指定取消し等以降の管理運営	43
(6) その他	43
6 指定期間の満了等に伴う事務の引継ぎ	44
7 インボイス制度への対応	45

第9章 関係法令等	47
1 地方自治法	47
2 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例	48
3 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則	50
4 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する 教育委員会規則	51
5 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する 呉市上下水道局規程	51
6 呉市情報公開条例	52
7 呉市暴力団排除条例	52
8 呉市外部監査契約に基づく監査に関する条例	52
第10章 参考（通知，計画等）	54
1 地方自治法の一部を改正する法律の公布について	54
2 指定管理者制度の運用について	58
3 呉市指定管理者制度移行計画（平成21年6月版）	60
4 呉市公共施設再配置計画基本方針	62
5 呉市の設置する防犯カメラの管理及び運用に関するガイドライン	65

指定管理者制度導入の標準的なスケジュール

《 6 月議会で条例改正し，翌年 4 月から管理運営を開始する場合のモデル》

	手続	月	市議会	施設所管課	章	
前々年度	管理方法の検討	～10月		事業者提案型市場調査※1 方向性の検討 (導入・直営、公募・非公募)	第2章	
	債務負担行為	10月～		債務負担行為の当初予算要求※2	第2章4	
		3月	3月定例会 議決			
前年度	の管理方法の検討・決定	～4月		方向性の決定 (導入・直営、公募・非公募) 設置条例改正議案の作成・調整 関係条例改正議案 提出※3	第2章	
	条例改正	5月			第3章2	
		公募準備	6月	6月定例会 議決	事業者提案型市場調査※1 募集要項・仕様書等の作成	第2章6 第4章 第5章
	公募・選定		7月			
		8月		公 募 (現地説明会・質問受付)	第6章1	
			9月		申請受付 候補者選定作業 (選定委員会・候補者選定・結果通知)	第6章2
	指定の議決	10月		指定議案の作成・調整	第7章1	
		11月		指定議案 提出		
	協定等の締結・事務引継	12月	12月定例会 議決		第7章2・3	
		1月		・指定管理者の決定・告示 ・基本協定・年度協定の締結 ・事務の引継ぎ		
		2月				
		3月				
	導入年度	管理運営	4月～		・指定管理者による管理運営 ・モニタリング評価 ・事務の引継ぎ	第8章

※ 1 事業者提案型（サウンディング型）市場調査は，施設の状況等により必要に応じて実施する。

※ 2 新規導入の施設の債務負担行為の提出時期については個別に検討する。

※ 3 設置条例の改正議案は，6月の提出を標準とし，時期が前後する場合は，理由を明確にして改正する。

はじめに

平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されて以降、本市では、平成18年1月に策定（平成21年6月改定）した「呉市指定管理者制度移行計画（以下「移行計画」といいます。）」に基づき、積極的に同制度を導入し、公の施設の効率的な運営と経費の縮減、市民サービスの向上に努めています。

この移行計画に基づき指定管理者制度を導入した半数以上の施設について導入から10年が経過しており、その実績を積み重ねています。その間、移行計画の見直しで指定期間の延長（原則4年間を5年間に延長）、公募方式の対象を拡大するなどの運用方針の改善をしてきました。

一方、協定内容や運用に各施設間で差異が生じているという課題が生じています。制度の運用に当たっては、原則として統一的な取扱いを行うべきであることから、指定管理者制度の基本的な事項と標準的な事務処理を整理する必要があります。

また、官民連携である指定管理者制度において、民間の能力を活用するため、民間事業者が参入しやすく、能力を発揮できる制度運用をしていく必要もあります。

こうしたことから、指定管理者制度運用の考え方、標準的な運用方法を示すとともに、今後の制度運用に成果指標、指定更新時の選定におけるインセンティブの付与などの手法を導入し、一層の市民サービスの向上と、効果的、効率的な指定管理者制度の運用を目指すため「指定管理者制度運用ガイドライン」を策定します。

第1章 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的とし、地方公共団体が設置する「公の施設※」の管理運営について、民間企業、NPO法人等を含む団体（以下「民間事業者」という。）に委ねることを可能とする地方自治法（以下「法」という。）上の制度です。

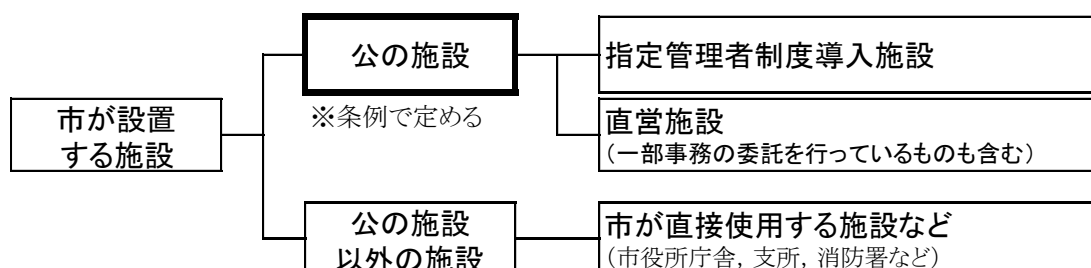
平成15年6月の法改正により従来の管理委託制度に代わって創設されました。

区分	指定管理者制度	管理委託制度（旧）
管理運営の主体	・民間事業者を幅広く含む団体（法人格は不要。個人は除く。） ・議会の議決を経て指定（法第244条の2第6項）	・公共団体、公共的団体（農協、商工会、自治会等）、地方公共団体の出資法人等と限定 ・相手方を条例で規定
条例で規定する内容	・指定の手續，指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲	・委託の条件，相手方等
法的性質	・指定（行政処分） ・管理運営の細目等は，協定により規定	・委託（契約）
権限と業務の範囲	・施設の管理権限を委任（使用許可権限を含む。使用料の強制徴収，不服申立てに対する決定，行政財産の目的外使用許可等を除く。） ・地方公共団体は，施設設置者の責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。	・契約に基づき，具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 ・施設の管理権限及び責任は地方公共団体が引き続き有する（使用許可権限は付与することができない。）。

※公の施設

住民の福祉を増進する目的をもって，その利用に供するための施設として，地方公共団体が設置した施設と定義（法第244条第1項）された主に次の要件を満たす施設で，その設置及び管理に関することは条例で定めること（法第244条の2第1項）とされている。

- ① 住民の利用に供する施設であること
- ② 住民の福祉を増進する目的をもって設ける施設であること
- ③ 地方公共団体が設ける施設であること



第2章 指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方

1 制度導入の検討

(1) 制度導入の基本的な考え方

本市では、移行計画に基づき市が設置する全ての公の施設について、公共性、公益性、効率性など幅広い視点での検証を行い、指定管理者制度を導入することにより「効率的な運営と経費の縮減」が見込める施設や、「サービスの向上」が期待できる施設について、積極的に導入を進めることとしています。

ただし、次の施設については、現時点で指定管理者制度を導入する必要性が低い又は導入できない施設です。

《指定管理者制度を導入する必要性が低い又は導入できない施設の例》

- ア 法令の規定により市が直接管理しなければならない施設（学校、道路等）
- イ 指定管理者制度の導入により、経費の上昇又はサービスの低下が見込まれる施設
- ウ 運営形態を変更又は検討中の施設
- エ その他、業務の特殊性、専門性等を考慮して市が直接サービスを提供することが適当又は明らかに適切な民間事業者がいないと判断される施設

(2) 更新に当たっての基本的な考え方

本市の移行計画に基づいて指定管理者制度を導入した施設の半数以上が10年を経過する中、人口減少、少子高齢化の進行、人口構成の変動や社会情勢の変化などにより、公共施設に対するニーズは多様化しています。

本市では、市が所有する全ての公共施設について、平成23年10月に「呉市公共施設再配置計画基本方針」を策定し、4つの視点（必要性の検証、公平性の確保、有効活用の促進、管理運営方法の改善・改革）に基づき再配置の取組を進めています。

指定管理者制度の更新に当たっても、漫然と従来の業務内容を継続するのではなく、この基本方針を踏まえ、「公の施設」の設置者として、実地調査やモニタリングなど様々な手法により、必要性や意義の再検証を行う必要があります。

(3) 期待する役割（成果）の明確化

指定管理者制度をより有効に活用し、公の施設の設置目的を効果的に達成するためには、募集要項作成の際、「施設の設置目的」に加え、指定管理者制度導入により「期待する役割（成果）」を示すことが重要となります。

特に、「期待する役割（成果）」は、数値化した指標（成果指標）を設定することで、モニタリングなどによる検証の際に目標達成の計測などが容易となるため、可能な限り募集要項や仕様書、協定書に指標を明記することとします。

2 候補者の選定

(1) 公募原則による選定

指定管理者の候補者の選定方法は、「公募」方式を原則とします。

(2) 公募を行わない施設

公募することが明らかに非効率であると考えられる次の施設等については、公募によらず指定管理者を選定（以下「非公募」という。）することができるもの

とします。

《公募することが明らかに非効率である施設の例》

- ア 地域団体等による管理が適当である各地区の地域密着型施設（老人集会所、漁港施設、老人福祉センター等）
- イ 非公共施設との複合建物から成る施設
- ウ 施設の廃止や抜本的な見直し、運営形態の変更が予定されている施設
- エ 指定管理者の法人格の変更に伴う事業の継承や緊急性がある場合等、非公募とすることに合理的な理由がある施設
- オ 管理に極めて高度の専門性を要することが求められる施設
- カ その他非公募とする特段の事由があり、事前に市長の承認を受けた施設

（３）候補者の募集単位

指定管理者は、個々の施設ごとに募集を行うことを基本とします。ただし、複数の施設を一体的・総合的に管理することにより、施設相互の連携が図られ、効率的な管理が期待できる施設については、複数の施設を一括して募集することができるものとします。

３ 指定期間

（１）指定期間

指定管理者の指定は、期間を定めて行う（法第２４４条の２第５項）ものとされています。

本市では、サービス提供の継続性の確保、指定管理者の安定経営及び施設所管課の事務負担の軽減などの理由から、指定期間を原則「５年間」とします。

（２）原則以外の指定期間

施設運営のために必要な機器の償却に相当の期間を要する場合や施設の専門性又は特殊性から、人材の確保、人材の育成、管理運営技術の蓄積等、各施設の特別な事情がある場合はこれを勘案し、適切な期間を個別に設定します。

ただし、期間を５年間以上に設定する場合においては、最大で「１０年間」とします。

４ 債務負担行為の設定

指定管理者に対し、複数年度にわたり管理に要する経費（指定管理料）を支出する場合には、法第２１４条で規定する債務負担行為を設定することとします（指定期間中に指定管理料の支払が想定されない場合は必要ありません。）。

予算上の債務負担行為の設定は、「協定に定める額」とし、限度額の記載はありませんが、基本協定書には指定期間中における指定管理料の限度額を明記する必要があります。

債務負担行為の設定に関する予算の要求は、原則として指定議案を提出する年度の属する当初予算において行うものとします。ただし、指定管理者制度を新規に導入する施設にあっては、例外として個別に検討することとします。

5 インセンティブとペナルティ

(1) インセンティブの付与の検討

指定管理者制度の効果を最大限発揮するためには、指定管理者の創意工夫や経営努力に対する意欲を高めることが重要です。そのための手法として指定管理者に対するインセンティブ（意欲を高める動機）の付与が有効です。

《インセンティブの参考例》

- ア 物販、飲食施設の運営など自主事業収入を指定管理者の収入とする。
- イ 利用料金制（第3章2（4））の導入（経営努力による増収）

インセンティブの設定に当たっては、施設の設置目的を逸脱しないよう留意することが必要であり、後述する事業者提案型（サウンディング型）市場調査（第2章6）を活用するなどし、民間事業者の独自の提案を引き出すことができるような募集要項を作成するための仕組みづくりをすることなどが重要となります。

(2) 更新に当たってのインセンティブとペナルティ

今後、更に指定管理者の創意工夫や経営努力に対する意欲を高め、サービス向上につなげるため、「公募施設」については、利用料金制度に加え、期待する役割（成果）など管理運営実績に対する評価を、加減点（インセンティブとペナルティ）として次期選定（更新等）時に反映させる制度を導入します。

なお、指定期間の更新により、ノウハウの蓄積、経営の安定化、人材育成やスキルの向上などのメリットも生じると考えられるため、管理運営実績評価の反映に当たっては、過大なものとならないように留意します。

また、管理運営実績評価の反映に当たっては、毎年行っているモニタリング評価（第8章3）の総合評価結果等を基本とし、次のとおりとします。

《総合評価の反映方法例》

【モニタリング評価《総合評価》の内容（現行）】

総合評価	
AA	特に優れている
A	良好
B	おおむね良好
C	指導・助言が必要
D	大幅な改善等が必要

【《総合評価》の実績反映方法（評価を100点満点とした場合）】

- ア 指定管理期間中、全ての年度の総合評価で「A」評価以上かつ、2か年以上継続して「AA」評価の場合
 - ・・・ 5～10ポイントの範囲内で加算
- イ 総合評価で「C」評価が2か年以上継続する場合
 - ・・・ ▲5ポイント減算
- ウ 総合評価で「D」評価が一度でもされたことのある場合
 - ・・・ ▲10ポイント減算又は応募を認めない。

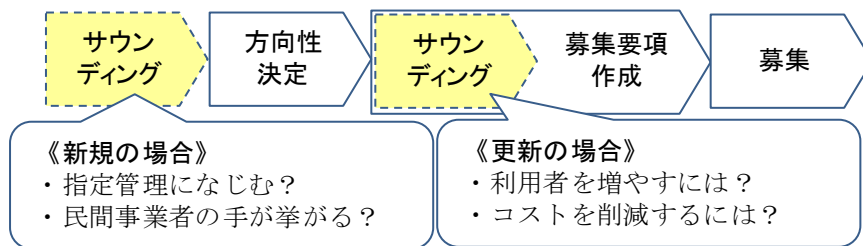
6 事業者提案型（サウンディング型）市場調査の実施

（1）公募による市場調査の実施

指定管理者制度の導入又は更新に当たり，更なる「効率的な運営と経費の縮減」と「サービスの向上」につなげるため，公募条件等を決定する前段階で，事業者との意見交換等の「対話」を通じてアイデアや課題を引き出すとともに，市場性やニーズを評価し，事業の方向性を検討する事業者提案型（サウンディング型）市場調査を導入します。

事業者提案型（サウンディング型）市場調査は，指定管理者制度の導入又は更新を行う全ての施設を対象とし，必要に応じて実施します。

《事業者提案型（サウンディング型）市場調査の活用イメージ》



《事業者提案型（サウンディング型）市場調査の効果》

- ア 募集要項への民間事業者のノウハウ及び提案の反映
- イ 民間事業者が参入しやすい環境（条件）の整理
- ウ 候補者としての民間事業者の把握
- エ 利用者サービスの向上

（2）実施方法

事業者提案型（サウンディング型）市場調査の実施に当たっては，あらかじめ把握が必要な項目等を提示し，期間を決め，提案書により民間事業者の自由な提案を求めることとします。

また，提出された提案書を基に，行政改革デジタル推進第1課及び施設所管課により民間事業者からヒアリング調査等を行い，調査結果を募集要項作成に活用します。

《事業者提案型（サウンディング型）市場調査実施に当たっての留意事項》

- ア 調査の趣旨や目的を明確にし，提案に求める内容を明示すること。
- イ 提案に必要なとなる客観的な情報は積極的に開示すること（利用者数，施設データなど）。
- ウ 応募者のメリットを示すこと（提案の内容が事業応募要項などに反映される可能性があるなど）。
- エ 応募者に手続などの負担をかけないように，手続を簡素化すること。
- オ 資料作成，調査その他の費用は応募者の負担とし，又，提出された資料等は原則，返還しないものとする。
- カ 提案者との「対話」に際しては，ノウハウ等の保護，市の秘密漏洩その他のトラブルが無いよう十分注意すること。

（3）結果の公表

事業者提案型（サウンディング型）市場調査の実施後，団体名及びノウハウ等に係る部分等呉市情報公開条例に基づく非公開とすべき情報を除き，速やかに結果の概要を公表します。

7 利用者等の安全の確保

(1) 安全確保の義務

利用者等の安全の確保と施設の長寿命化を図るため、指定管理者制度を導入した施設についても法定点検を含む定期的な点検を実施する必要があります。

安全を確保するという業務上の注意義務を怠った場合は、施設管理者や市が刑事上又は民事上の責任を負うこととなります。

《公の施設における重大事故と判決》

件 名	ふじみ野市大井プール事故【最高裁で確定】
事故発生日時	平成18年7月31日
施設の位置付け	公の施設(ふじみ野市直営、一部の管理業務を民間事業者へ委託)
管理受託者	太陽管財株式会社 (市に無断で、株式会社京明プランニングに全面的に再委託)
事故の概要	流水プールの吸水口のステンレス製防護柵の固定が不十分であったため、防護柵が脱落し、小学2年(当時)の女兒が吸い込まれ、死亡
刑事責任	(体育課長)禁固1年6月(執行猶予3年(地裁)) (管理係長)禁固1年(執行猶予3年(最高裁)) 京明プランニングの元社長及び従業員が略式起訴
判決の概要	平成20年5月27日さいたま地裁 (1) 課長・係長が <u>職務上必要とされる注意義務を果たさなかったことが、事故の主因</u> (2) 業者に委託したということは、市自らがその手でプールの安全性を完備するほかに、業者を使ってこれを可能とする手段を得たということであって、市は二重に安全性を完備することができたのであるから、委託業者ら関係者の不手際が本件事故の発生に関わっているということは、被告人両名が、 <u>市自らがその手で行う責任を果たさなかったことに加えて、業者を使つての責任も果たさなかった</u> ということ。
備 考	施設は平成22年度に解体 課長、係長とも失職 損害賠償は市が女兒の遺族に6千万円を支払い

(2) 日常点検業務

施設の状況を把握する方法は、施設管理者が日々施設を管理しながら不具合などの点検を行う「日常点検」や、呉市公共施設等総合管理計画に基づく「公共施設点検」などがあります。

この「公共施設点検」は、施設所管課が「公共施設点検マニュアル（行政改革デジタル推進第1課）」に沿って点検を実施し、その結果を行政改革デジタル推進第1課へ報告する必要があります。

なお、指定管理者が管理する施設について、「公共施設点検」を指定管理業務に加える場合は、募集要項及び協定書に明記する必要があります。また、点検結果は施設所管課を通じて行政改革デジタル推進第1課に報告する必要があります。

(3) 法定点検業務等

指定管理者が管理する施設について、規模や用途、設備などによっては法定点検等の対象となるものがあります。

対象となる点検や検査等の業務を指定管理業務に加える場合は、募集要項及び協定書に明記する必要がありますので、施設所管課においてよく調査し検討する

必要があります。

ア 建築基準法 12 条による定期点検

次の建築物は、（２）の日常点検に加えて、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期点検※の対象となり、建築士等の資格者による劣化状況などの点検が法律で義務付けられています（建築物は 3 年ごと、建築設備、昇降機及び防火設備は毎年）。

《定期点検の対象となる建築物の用途・規模・点検資格者》

	建物の用途・規模	点検者の資格
特殊建築物	下記の表に記載された用途に供する部分の床面積の合計が 200㎡を超える建築物、 または階数が 3 以上かつ用途に供する床面積の合計が 100㎡を超える建築物	1級建築士 2級建築士 特殊建築物等調査資格者
特殊建築物以外	下記の表に記載された用途以外の建築物で、 3階建て以上かつ延べ面積が 200㎡を超える場合	

※平成 17 年 6 月 1 日付で建築基準法が改正され、一定の用途・規模を満たす公共建築物について、建築物及び建築設備の劣化状況の定期点検（12 条点検）が義務付けられた。その後、平成 20 年の建築基準法施行規則の改正により、定期点検制度が見直され、当該施行規則に基づく告示により、点検の項目・方法・判断基準が法令上明確化された。

※タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況については、平成 20 年 3 月 10 日建設省告示第 282 号に基づき、外壁の異常の発生時や竣工後、外壁改修後及び全面打診実施後 10 年を超える場合は全面打診等により確認する必要があります。

※平成 28 年 6 月 1 日に防火設備の報告等、建築基準法が一部改正された。

《定期点検の対象となる特殊建築物の用途（建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に該当する建築物）》

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
用途	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス業（生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店物品販売業を営む店舗	倉庫	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ

定期点検の様式は、「市有建築物の定期点検及び対象建築物の調査について（平成 27 年 8 月 20 日付け技術監理室事務連絡）」の様式（「定期点検（建築）エクセル様式」、「定期点検（設備）様式」、「定期点検（防火設備）様式」、「定期点検結果報告書」）を使用してください。

また、報告書受理後は、建築指導課に報告してください。

イ 消防法第 17 条の 3 の 3 による点検（消防設備点検）

防火対象物となる建築物については、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防設備等について、定期に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務付けられています。

ウ 消防法第8条の2の2による点検（防火対象物定期点検）

次の防火対象物となる建築物については、防火対象物点検資格者による防火管理上必要な点検を行い、その結果を消防長又は消防署長に毎年1回報告することが義務付けられています。

《防火対象物定期点検が義務となる防火対象物》

ア 収容人員が30人以上の建物で次の要件に該当するもの

① 特定用途部分が地階又は3階以上に存するもの（避難階は除く）

② 階段が一つのもの

小規模雑居ビル等

イ 特定の建物（特定防火対象物）で収容人員が300人以上のもの

遊技場、病院、老人福祉施設等

エ その他各種点検

建築物の用途や附属設備によっては、それぞれ対象となる法律等によって点検や検査、報告が義務付けられたものがあります。施設についてそれぞれ対象になるものがないかよく確認する必要があります。

（4）施設の修繕・保全等

指定管理者制度を導入する施設の建物及び備品等の修繕に関する費用については、募集要項、協定書等に記載の責任分担の区分により指定管理者又は市が負担します。

指定管理者は、更新を要する設備等や修繕状況等を把握し、適切かつ安全に管理運営を行います。また、指定管理者は修繕実績を市へ報告し、情報の共有に努めます。

市は指定管理者と連携し、施設の保全状況を把握の上、計画的な保全を図るとともに、計画的に行う修繕等は、市と指定管理者とで協議を行い、効率的・効果的に、施設の適正な管理運営を行います。

8 自主事業

（1）自主事業の定義

自主事業は、施設の設置目的の達成に資すると認められ、かつ、業務の実施を妨げない範囲内において、利用促進やサービスの向上のために、指定管理者が企画提案し、あらかじめ市の承認を得た上で、自らの創意工夫やノウハウを活用し、自らの費用と責任で施設を使用し実施する事業のことをいいます。

（2）運営に係る経費

原則、運営に係る経費は指定管理者が負担することとし、収入は指定管理者のものとしします。

ただし、自主事業を実施するに当たっては、別途実施条件を定めることができるものとしします。

指定管理者は、経費について、管理運営業務の部分と明確に区別し、個々の自主事業ごとに収支計画及び収支実績等がわかるようにします。

（3）自主事業を実施する場合の手続等

自主事業を実施する場合、指定管理者は、事前に市に自主事業実施計画書を提出し、市は自主事業の定義に照らし、承認することの適否を判断します。

指定管理者は、指定管理業務の実績報告と合わせて、自主事業に係る実施報告書を提出します。市は、自主事業の実施報告を受けたときは、自主事業の内容や成果等を検証し、今後の管理運営業務に活用します。

9 目的外使用許可

指定管理者に公の施設の使用許可を行わせることはできますが、行政財産の目的外使用許可（法第238条の4第7項）については、指定管理者が行うことはできません。

また、指定管理者が行う事業で、施設管理者として受託をした業務や、自主事業に該当する業務以外の業務を行う場合であって、その使用が条例に定める施設の設置目的以外のときは、目的外使用許可を得た上で行います。

第3章 条例の改正等

法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合には、同条第4項の規定により指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を、同条第8項の規定により指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にはその旨をそれぞれ条例で定める必要があります。

1 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例について

各施設に共通する指定管理者の指定手続等については、「呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）」及び「呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下「手続条例施行規則」という。）」で定め、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項については、施設を設置することなどを規定した条例（以下「設置条例」という。）において定めることとしています。

（1）手続条例

手続条例に規定している主な内容は次のとおりです。

条	(項 目) 主な内容	手続等	
		市長等	指定 管理者
第2条	(指定管理者の指定の申請) 申請に必要な書類等	—	○
第3条	(指定管理者の指定) 候補者審査基準等	○	—
第4条	(協定の締結) 協定書に定める事項等	○	○
第5条	(事業報告書の提出) 毎年度終了後40日以内に提出する報告書等	—	○
第6条	(業務報告の聴取等) 管理の適正を期するため必要な指示等	○	○
第7条	(指定の取消し等) 管理を継続することが不適当な場合の措置	○	—
第8条	(指定等の告示) 指定及び取消等を行った場合の措置	○	—
第9条	(原状回復義務) 期間満了又は取消等された場合の原状回復	—	○
第10条	(損害賠償義務) 施設又は設備の滅失・損傷の場合の賠償義務	—	○
第11条	(個人情報等の取扱い) 個人情報その他業務上知り得た秘密の措置	—	○

（2）手続条例施行規則

手続条例施行規則に規定している主な内容は次のとおりです。

ア 欠格事項（第2条）

指定管理者の候補者又は指定管理者として指定しない場合（「指定取消し等

を受けた団体」，「役員が市税等を滞納等」，「破産手続開始決定法人等」，「団体が法人市民税等を滞納」，「議員等の兼業」）を記載

イ 選定委員会の設置（第3条）

指定管理者の候補者選定等の審議を行うため，民間の学識経験者等を含む委員をもって組織する選定委員会を設置する旨を記載

ウ 事業報告書の審査等（第4条）

事業報告書の提出を受けた場合，その内容を審査し，必要な指示等を行う旨を記載

エ 変更の届出（第5条）

指定管理者の事項（「名称，代表者の氏名等」，「定款，寄付行為の変更」等）に変更があった場合，事実を証する書類を添付して提出しなければならない旨を記載

2 指定管理者制度導入に係る設置条例の制定又は改正

指定管理者制度導入に係る施設ごとの設置条例に盛り込むべき主な内容は次のとおりです。

なお，年度当初から指定管理者制度を導入する場合，原則として前年度の7月までに設置条例の制定又は改正を行う必要があります。

また，指定管理者制度導入に当たり，条例に記載すべき内容は次のとおりです。

（1）指定管理者制度の導入

公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは，指定管理者に当該施設の管理を行わせることができる旨を規定します。

（2）業務の範囲

指定管理者が行うことができる業務について，その具体的な範囲を規定するもので，各施設の目的や性質等に応じて設定します。

《指定管理者が行う業務の参考例》

- | | |
|---|---------------------|
| ア | 施設，設備等の維持及び管理に関する業務 |
| イ | 条例に規定する事業に関する業務 |
| ウ | 施設の使用の許可に関する業務 |
| エ | アからウに掲げる業務に付随する業務 |

（3）管理の基準

当該施設を利用するに当たっての基本的な条件などを規定するもので，設置条例では，指定管理者は管理の基準に従って当該施設の管理を行わなければならない旨を定めます。管理の基準の詳細は，規則において規定することもできます。

（4）利用料金制

指定管理者制度の導入に併せて，公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入とする場合（公益上必要があると認める場合を除く。），設置条例にその旨を記載します。

利用料金制には，管理経費を指定管理料が発生しない利用料金収入のみで賄う

場合と、利用料金収入及び指定管理料で賄う場合があり、いずれの場合においても、利用料金についての定めをあらかじめ設置条例に規定する必要があります。

なお、利用料金制を導入した施設については、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について、設置条例で定める額の範囲内で市の承認を受ける必要があるため、設置条例にその旨を記載します。

また、呉市では定期的にコスト算定方式による公の施設の使用料の額の改定を行うこととしていますが、指定管理期間中であることを理由に使用料の額の改定に係る条例改正を行っていない施設については、次期指定の開始前までに、コスト算定方式による使用料や額の改定ができるよう十分検討しておく必要があります。

第4章 指定管理者募集要項の作成

指定管理者の募集に当たっては、公の施設の設置目的、性格、規模、管理の状況等に応じ、おおむね次の事項を記載した募集要項を作成します。

募集要項には当該施設の設置条例及び設置条例施行規則、手続条例及び手続条例施行規則、業務に関する法律等の写しを添付します。

また、指定管理者が行う具体的な内容及び実績等を踏まえた要求水準などを整理した仕様書（第5章）を作成します。

なお、非公募の場合は、公募の募集要項に準じた書類を作成し、対象の団体に通知等を行います。

《募集要項の構成例》

- 1 募集の目的及び期待する役割（成果）並びに募集方法
- 2 施設の概要
- 3 指定期間
- 4 業務の範囲（インボイス制度への対応（第8章）を含む）
- 5 管理の基準
- 6 管理に要する経費（指定管理料基準額、利用料金制度の有無等）
- 7 申請資格・募集手続等
- 8 候補者の選定
- 9 リスクに応じた責任分担
- 10 施設運営協議会の設置
- 11 モニタリングの実施
- 12 指定及び協定の締結
- 13 事業報告書等
- 14 事業の継続が困難になった場合の措置等
- 15 事務引継ぎ等
- 16 その他

1 募集の目的及び期待する役割（成果）並びに募集方法

当該施設の設置目的、指定管理者制度導入の意図及び期待する役割（成果）並びに公募により指定管理者制度を導入する旨を記載します。

期待する役割（成果）指標の設定に当たっては、当該施設の設置目的、指定管理者制度導入の意図及び市として施設をどのように運営していきたいのかを反映した指標を設定するとともに、指定管理期間終了後の目標を記載します。

期待する役割（成果）の指標の目標の基準となる数値の設定については、過年度の平均数等を参考にするなどし算出します。

ただし、指定管理者から自主的に指標の目標数値の変更や新たな指標の追加提案等があったときは、市と協議の上、設定できるものとします。

また、期待する役割（成果）についての指標は、仕様書にも同様に指標を明記（第5章）します。

なお、非公募により指定管理者を選定する場合についても、透明性の確保の観点から、選定方法、対象団体及び非公募理由を記載します。

《期待する役割（成果）の指標の参考例》

ア 不特定多数の利用者がある施設

利用件数
利用者数
利用者の満足度 など

イ 貸館業務を中心に行う施設

各部屋等の稼働率など

ウ 教室、講座等を実施する施設

定員に対する参加者の割合（参加率）など

2 施設の概要

施設の名称，所在地，構造規模等を記載します。

3 指定期間

指定管理者の指定期間は，原則 5 年間です。

ただし，各施設の特別な事情がある場合はこれを勘案し，適切な期間を個別に設定します。この場合，その理由を別途記載します。

※「第 2 章 3（2）原則以外の指定期間」を参照（最長 10 年間）

4 業務の範囲

設置条例に規定する指定管理者が行う業務のうち，指定管理者に行わせる業務の具体的な内容と各業務の詳細な要求水準について，仕様書で示す旨を記載します。

指定管理者による施設管理を効果的・効率的に実施するため，法令に基づき市が行うこととなる業務（使用料の強制徴収，不服申立てに対する決定，行政財産の目的外使用許可等）を除き，包括的に指定管理者に委ねることを原則とします。

また，指定管理者に施設を活用した自主事業の提案を求める場合は，その旨を明記します。

令和 5 年 10 月から消費税の仕入税額控除の方式として，適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が開始され，利用者等から，消費税を納税する際の仕入税額控除を適用するために，インボイスの発行を求められる場合があります。当該施設の業務に必要な場合は，インボイス制度への対応方法について明記します。

また，第 4 次呉市行政改革実施計画（令和 5 年度～令和 9 年度）において，施設利用者の利便性向上及び業務の効率化を図るため，施設の空き状況の確認や施設予約，さらに，使用料の決済・貸出しまでをオンラインで行えるよう，公共施設予約等のスマート化を推進しています。施設予約や使用料の決済等をオンラインで行う場合は，その旨を記載します。

5 管理の基準

当該施設を管理するに当たっての基本的な条件のほか，施設の適正な管理運営の観点から指定管理者が遵守すべき必要不可欠な事項を記載します。

(1) 開館時間、休館日

設置条例及び設置条例施行規則に定める開館時間や休館日及び保守点検等のために臨時に休館する場合に必要な手続を記載します。

なお、市民サービス向上の趣旨から、指定管理者からの提案により開館時間や休館日の設定を行う場合は、その旨を記載します。

(2) 公平な利用の確保

施設の管理運営に当たっては、法、設置条例及び設置条例施行規則の規定に基づき、市民の公平な利用を確保しなければならないことを記載します。

(3) 施設の使用許可

指定管理者は、利用者から使用許可、更新、変更等の申出があった場合、法、設置条例及び設置条例施行規則の規定に基づき適切に対応しなければならないことを記載します。

(4) 個人情報の保護

施設の管理に当たり、指定管理者、その役員、従事者(退職者も含む。)等は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報その他の業務上知り得た秘密(以下「個人情報等」という。)の漏えいの防止及び個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない旨を記載します。

(5) 情報公開に関する事項

公の施設の管理に当たり、指定管理者は、呉市情報公開条例を遵守し、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努める旨を記載します。

6 管理に要する経費

(1) 指定管理料基準額

施設の管理に要する経費は、人件費、事業費、管理費(消耗品費、光熱水費、修繕費(大規模なものを除く。))、委託費、通信運搬費、保険料、備品購入費等のほか、租税公課等で構成され、その費用は市の指定管理料、利用料金収入、その他の収入等をもって充てられます。

施設の管理に要する経費は、応募団体からの収支予算書等の提案を求めることになるため、募集に当たっては、指定管理者が行う業務の範囲や利用料金収入を考慮した上で、あらかじめ管理に必要と考えられる経費の総額を目安として積算し、年間平均の「指定管理料基準額」を示します。

また、募集要項には申請者が積算するための参考資料として利用者数や減免実績のほか、新規に指定管理者制度を導入する施設は、過去2年間の市の決算額、指定管理者による管理を更新する施設は、指定期間中における実績額(毎年度の事業報告書に添付の収支決算内訳)を提示します。

《指定管理料基準額イメージ》

		指定管理料基準額		
収入	その他収入	指定管理料収入		利用料金収入
支出	人件費	事業費	管理費	その他

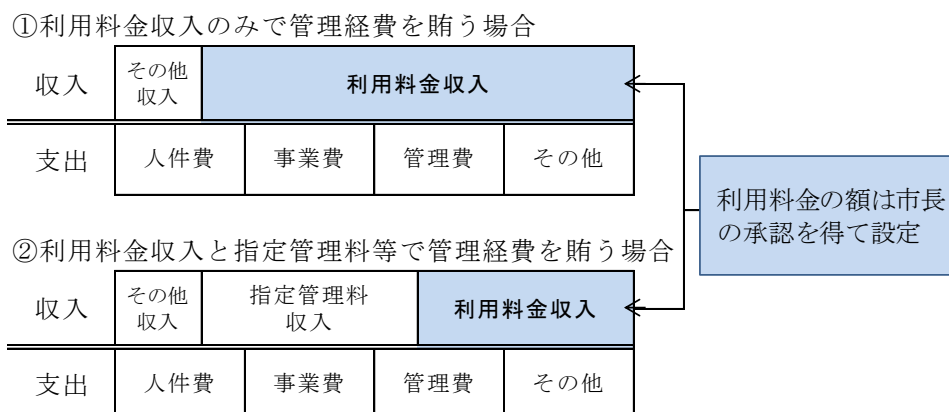
(2) 利用料金制の適否

利用料金制を導入する場合、募集要項にその旨を明記します。

なお、利用料金制には、管理経費を指定管理料が発生しない利用料金収入のみで賄う場合と、利用料金収入及び指定管理料で賄う場合があります、いずれの場合も指定管理者は条例に定める額の範囲内で市の承認を得た上で利用料金の額を設定する旨を記載するとともに、市長等が定める減免基準に該当する利用については、利用料金を減免する旨を記載します。

なお、前指定管理者が収納した利用料金がある場合、その取扱いについても留意事項として記載します。

《利用料金制のイメージ》



《記載参考例》

ア 利用料金の設定

条例第〇条に規定する利用料金は指定管理者の収入とします。指定管理者は、条例に定める額の範囲内で、利用料金を設定します。

なお、設定に当たっては、事前に市長の承認が必要です。

イ 利用料金の減免

市長が定める減免基準に該当する利用については、利用料金が減免されます。

ウ 留意事項

市（又は前指定管理者）が令和〇〇年3月31日以前に収納した指定期間内の施設使用に係る使用料については、市（又は前指定管理者）の収入とします。

(3) 指定管理料（委託料）の支出及び精算

指定管理者に対し、複数年度にわたり管理に要する経費（指定管理料）を支出する場合には、指定期間中における限度額についてあらかじめ債務負担行為を設定（第2章4参照）し、施設の管理に要する経費は、毎年度の予算の範囲内で年度ごとの協定（年度協定）を締結し、委託料として支払います。

年度協定で定める指定管理料については、協定書や仕様書に定められている内容中止する場合等を除き、コスト縮減等による余剰分は指定管理者のインセンティブと考え、基本的には指定管理料の減額精算は行いません。

一方、利用料金収入が変動する場合、特別な事情がある場合を除き、収入が想定を下回った場合でも不足する収入の補填は行いません。

なお、特別な事情により、協定書や仕様書に定められている内容中止する場合等の指定管理料の減額精算及び管理費用の増加や利用料金収入の減少があった場合の指定管理料の補填については、施設の設置目的、性格、規模及び管理の状

況等を考慮し，市と指定管理者が協定に基づく協議を行った上で決定することとします。

このため，利用料金制を導入する場合には，指定管理者に大幅な損失や多大な利益が生じることがないように，６（１）指定管理料基準額の設定の時点で利用料金収入を推計しておく必要があります。

《特別な事情の参考例》

- ① 設置条例の規定の改正又は廃止
- ② 施設の増設又は一部廃止
- ③ 災害の発生

《収入増（コスト縮減）に対する取扱例》

① 全てを指定管理者の収入とする場合

収入	その他収入	利用料金収入			指定管理者収入
支出	人件費	事業費	管理費	その他	

↑
インセンティブ

② 一部を市への負担金とする場合

収入	その他収入	指定管理料収入	利用料金収入	指定管理者収入	+	提案など 市への負担金
支出	人件費	事業費	管理費	その他		

《経費増に対する取扱例》

収入	その他収入	指定管理料収入	利用料金収入		
支出	人件費	事業費	管理費	その他	経費増分

← 原則指定管理者（責任分担表で別途整理）

《募集要項記載参考例》

指定管理料については、毎年度の予算の範囲内において委託料として支払います。

指定管理料の具体的な金額、支払方法等については、協議の上、各年度の予算の範囲内（又は指定管理料基準額の範囲内）において、年度ごとに協定で定めることとします。

指定管理料は、過不足が生じた場合も精算は行いませんが、事業計画や仕様書の変更、大幅な物価変動等により、指定管理料を変更することがあります。

（４）指定管理業務に係る経費の管理

指定管理業務に係る経費は、団体の口座とは別の口座（指定管理業務専用口座）で管理しなければならない旨を記載します。

７ 申請資格・募集手続等

（１）申請資格

指定管理者の申請資格は次の例を参考に、必要に応じて追加等を行います。

《申請資格記載の参考例》

- ア 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない。）。
- イ サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の団体（以下「共同体」という。）での共同による申請ができます。この場合は、次の事項に留意してください。
- （ア）共同体の適切な名称を設定し、代表となる団体を選定してください。
- （イ）一の共同体の構成員は、別の共同体の構成員となり、又は単独での指定管理者に係る指定の申請をすることはできません。
- ウ 公の施設の管理に当たって必要な法人格、資格、免許等を有すること。
- エ 手続条例施行規則第2条各号に規定する欠格事項に該当しないこと。
- （欠格事項）
- 第2条 市長は、条例第2条に規定する団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体については、条例第3条の規定による指定管理者（条例第1条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者としての選定をし、又は指定管理者としての指定をしない。
- （1）当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の普通地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- （2）当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうちに次のいずれかに該当する者がある団体
- ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ないもの
- ウ 市税及び県民税の滞納がある者
- エ 市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- オ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- カ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- （4）法人市民税、消費税及び地方消費税について滞納がある団体
- （5）呉市議会の議員、市長、副市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある法人（市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人又は公共的団体を除く。）
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- カ 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）並びに暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- ク その他必要な条件を満たしていること。

(2) 募集要項等の配布窓口及び配布期間

募集要項，仕様書の配布場所及び配布期間を記載します。

また，募集要項は，呉市ホームページからダウンロードすることが可能な旨を記載します。

(3) 現地説明会の開催

現地説明会を行う場合，開催日時，開催場所，申込方法等を記載します。

なお，現地説明会は，公募開始から1～2週間程度の間に行うものとします。

(4) 募集に関する質問

受付期間，受付時間，受付方法，回答方法等を記載します。

回答は，呉市ホームページでの公表など応募団体全てに周知できる方法で行うものとします。

(5) 申請の受付

申請書類の受付期間，受付時間，提出場所，提出方法等を記載します。

提出後は，軽微な変更を除き提出書類の記入内容は変更できない旨を明記します。

(6) 提出書類

申請を希望する団体が提出する書類，提出部数を記載します。

提出に要する費用の負担は申請者の負担とすること及び提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とする旨を明記します。

《提出書類の参考例》

ア 指定管理者指定申請書

イ 団体概要（団体の設立趣旨，組織，事業概要等）

ウ 事業計画書

- ① 利用者の平等な利用の確保
- ② 施設の利用促進（営業・広報等，サービス向上の取組，苦情対応等）
- ③ 施設の適切な維持管理（施設の維持管理，災害時，緊急時等の体制等）
- ④ 管理経費の縮減（収支計画及び経費縮減の考え方等）
- ⑤ 安定的な管理（組織の体制，人員体制，雇用・研修計画，個人情報保護，情報管理等）

- ⑥ その他施設の設置目的等に応じて必要と認められる事項

エ 収支予算書（指定期間内の年度ごと及び全体の収支計画）

オ 指定を受けようとする施設と同種又は類似の施設の管理運営実績（過去２年程度）を示す書類（運営実績がない場合は，提出がなくても可）

カ その他応募に必要な書類

- ① 定款，寄付行為その他これらに準ずる書類
- ② 法人等であることを証する書類

【提出書類の例】

区 分	提 出 書 類
法人	登記事項証明書等
法第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体	法第２６０条の２第１２項の証明書等
その他の団体	団体の規約，構成員名簿等 共同体の場合は，共同体構成届出書，共同体協定書※の写し，共同体委任状等 ※共同体協定書へは，共同体の目的，名称並びに構成員の名称，所在地，代表者の名称及び権限，構成員の責任分担，出資割合，構成員の変動（交代，脱退及び加入）についての項目を記載

- ③ 申請をする日の属する事業年度の前事業年度（必要に応じて複数年）の申請書に関する事業報告書，貸借対照表，収支決算書，財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
（新たに設立される法人等については，申請書を提出する日の属する事業年度に係るもの）
- ④ 申請をする日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- ⑤ 役員の氏名，住所及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在のもの）
- ⑥ 団体の法人市民税，消費税及び地方消費税の納税証明書，役員の市税及び県民税の納税証明書（納税義務者でない場合，「市税の未納税額のない証明」）
- ⑦ 暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書
- ⑧ その他施設ごとに必要と認める書類（施設の管理に必要な資格等）

8 候補者の選定

指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定委員会を設置し、各委員が評価するため、審査基準を明確にするとともに、選定方法、選定結果の通知及び公表の方法等を記載します。

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、手続条例施行規則第3条の規定により、指定管理者選定委員会を設置し、提案内容の審査・採点の上選定する旨を記載します。

また、選定に当たり、提案内容に係るプレゼンテーションやヒアリングを実施する場合は、実施日時、実施場所、実施回数等を記載します。

(2) 審査基準

審査に当たっては、手続条例第3条各号に掲げる基準を基本に、施設の特性、設置目的、期待する役割（成果）等を踏まえ、個々の施設ごとに表形式で審査基準及び配点を設定し、その合計得点（100点満点を基本）により評価する旨を記載します。

また、審査において合計得点の最低基準を設ける場合、その旨を記載します。

《審査基準の参考例》

審査基準	配点
【手続条例第3条に定める基準】	
ア 利用者の平等な利用の確保	適・否
イ 施設の適正な維持管理	適・否
ウ 施設の利用促進	20～50
エ 管理経費の縮減	20～50
オ 安定的な管理能力	20～50
【その他施設の設置目的等に応じて別に定める基準例※】	
カ 職員の雇用の考え方	0～40
キ 環境問題への配慮（ISOの認証取得の有無等）	
ク 市民協働や男女共同参画等についての考え方	
ケ 障害者の雇用への配慮	
コ 地域貢献度（雇用、資材調達等）	
サ インセンティブとペナルティによる加減点（第2章5参照）	▲10～10
合 計	100点

※公の施設の設置目的等に応じて適切な評価の視点を設定

(3) 選定に当たっての留意事項

候補者の選定に当たり、次点候補者を選定する場合、申請者が1者の場合の取扱い等についてそれぞれ定め、募集要項に記載します。

また、審査の結果、候補者として適したものがないと認める場合は、候補者を選定しない場合がある旨も記載します。

(4) 選定結果の通知及び公表の方法

選定結果は、応募団体全てに通知等を行います。

なお、候補者と現指定管理者が異なる場合は、指定の議決まで事務引継ぎ等を

行わないように留意してください。

また、指定管理者の候補者の選定に係る公平性、透明性の確保の観点から、指定の議決後、応募団体の名称等を含む選定結果についても呉市ホームページで公表します。

ただし、公表までの間、応募団体及び応募団体数、選定結果等についての問合せには回答しない旨を記載します。

非公募の場合においても、選定結果を公表します。

9 リスクに応じた責任分担

公の施設の管理に当たっては、事故や施設の破損など様々なリスクが発生する可能性があります。

被害や損傷を最小限にするため、あらかじめ想定される全てのリスク（現時点で施設運営上問題となっているリスクや将来問題となることが想定されるリスクも含む。）を明確にし、市と指定管理者の役割を定め、募集要項又は仕様書及び協定書に「責任分担」として明記します。

（1）リスクに応じた責任分担の検討

リスクに応じた責任分担の検討に当たっては、市と指定管理者のうち、どちらがリスクを「防止できるのか」又は「適切に対応できるのか」を前提に行い、指定管理者に対して過度のリスクを負担させないように努めます。なお、責任分担の詳細については、最終的に両者で確認の上、協定書で定めることになるため、募集要項には、次ページの例を参考に基本的な方針を記載します。

《リスクに応じた責任分担の参考例》

項 目	内 容	負担者	
		市	指定管理者
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更	協議	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）の率等の変更	協議	
	法人税・法人住民税の率等の変更		○
	それ以外で管理運営に影響するもの	協議	
物価変動	急激なインフレーション又はデフレーションその他の予期することのできない特別の事情の発生など収支計画に多大な影響を与えるもの	協議	
需要変更	大規模な外的要因により利用者数が見込みを下回ることによる収益の減少	協議	
	それ以外のもの		○
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○
書類の錯誤等	公募要項等，市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の誤りによるもの		○
不可抗力	不可抗力（天災，騒乱など市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による施設・設備の復旧費用，事業の変更・中止	○	
	不可抗力による管理運営の中断	協議	
許認可遅延等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○	
	指定管理者の発案による期間中の変更	協議	
管理運営の中断・中止・延期	市に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	それ以外のもの	協議	
施設，設備，備品等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	指定管理者が設置した設備，備品等の損傷		○
	それ以外の第三者等相手が特定できない市の施設，設備，備品等の損傷等	協議	
利用者への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	管理運営業務の一部を再委託されたものに帰責事由があるもの		○
	市と指定管理者の両者又は被害者，第三者等に帰責事由があるもの	協議	
施設の修繕	大規模な修繕（○万円を超えるものor以上）	○	
	小規模な修繕（○万円以下or未満）		○
保険の加入	建物の火災共済保険	○	
	施設賠償責任保険		○
	（追加被保険者特約（自治体）付）		
準備行為	管理運営業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練，研修の実施等		○
終了手続	指定期間終了時の施設の水準の保持		○
	事業の終了時における手続及び諸経費		○

※上記を参考に，管理運営に必要な内容を加筆又は削除して作成のこと

(2) 施設賠償責任保険への加入

故意又は過失，施設や設備の管理瑕疵により損害が生じた場合は損害賠償責任を負うことになります。

指定管理制度においては，指定管理者に帰責事由があるものや協定等により指定管理者が賠償すべきと定めた事項は指定管理者が損害を賠償する責任が発生します。

しかし，指定管理者が管理運営を行っている施設であっても，国家賠償法に基づき被害者となった利用者は市に対して損害賠償を請求することができます。

それにより，市が負うこととなった損害賠償について，指定管理者に直接の原因がある場合は，国家賠償法第1条又は第2条の規定により，市は当該指定管理者に対する求償することとなります。

指定管理者は，市から求償権を行使された時，その損害賠償責任に対応するために，自らの費用負担により損害保険会社で提供されている指定管理者向けの「損害賠償責任保険」に加入（平成22年12月28日総行経第38号総務省自治行政局長通知）することを原則とします。

10 施設運営協議会の設置

市と指定管理者において情報の共有化や課題解決に向けた連携を深めるため，「施設運営協議会」等を設置し，定期的に連絡会議を開催する旨を記載します。

11 モニタリングの実施

指定管理者が提供するサービスが協定書及び仕様書に沿った適切な管理運営を行っているかどうか等を把握するため，毎年度，モニタリングを実施する旨を記載します。

また，指定管理者は，管理運営における自己評価を行うこと，利用者満足度調査等により，利用者のニーズ把握に努めることを記載します（モニタリングの詳細については第8章「3 モニタリングの評価」を参照）。

12 指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は，議会の議決を経て指定管理者として指定する旨を記載します。

また，選定委員会の意見を踏まえ指定管理者の候補者として選定されても，議会の議決が得られない場合は，指定管理者として指定できない旨を明記します。

なお，施設所管課は，否決された場合，次点候補者を候補者とするのか，再度公募・選定手続を行うのか，あらかじめ整理しておく必要があります。

《記載参考例》

指定管理者の候補者として選定された団体を指定管理者として指定する議案を，地方自治法第244条の2第6項の規定により呉市議会に提案し，議決後に指定管理者として指定します。

なお，呉市議会において否決された場合は，（次点候補者又は再度公募手続を経て呉市議会に提案するものとし，）指定管理者として指定できません。この場合に呉市は損害賠償等の責任は負いません。

(2) 協定の締結

手続条例第4条第1項の規定により、指定管理者の指定後、市と指定管理者との間で指定期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結する旨を記載します。

協定の内容は、指定管理者の候補者と細部について協議し、指定の議決を経た後に締結します。

また、協定の締結完了までに特別な事情が発生した場合、協定を締結しないことがある旨を併せて記載します（第7章「3 協定の締結等」を参照）。

《特別な事情の参考例》

- ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- イ 著しく社会的信用を行う行為等により、指定管理者としてふさわしくないと思われるとき。

13 事業報告書等

手続条例第5条の規定により、毎年度終了後40日以内に、指定管理者が公の施設の管理に係る収支決算書を添付し事業報告書を市に提出しなければならない旨を記載します。

また、指定管理者に毎年度、施設の管理運営及び事業実施に関する事業計画書や収支計画書の提出を求める場合は、必要な書類及び提出時期を明記します。

《事業報告書に記載する事項の参考例》

- (1) 管理運営の体制に関する事項
- (2) 自主事業の実施、維持管理その他業務の実施状況に関する事項
- (3) 施設の利用状況及び利用料金の実績に関する事項
- (4) 業務等の収支状況に関する事項
- (5) 業務等の実施に当たって指定管理者が取得した著作権その他の知的財産に関する権利の状況
- (6) 自己評価の実施結果及び改善状況に関する事項（モニタリング評価シート）
- (7) その他呉市が指示する事項

14 事業の継続が困難になった場合の措置等

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の管理運営が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合の指定管理者が講じなければならない措置やこれに伴い損害が発生した場合の損害賠償などについて記載します（第8章「5 事業の継続が困難になった場合の措置等」を参照）。

15 事務引継ぎ等

指定管理開始に当たっての準備及び事務引継ぎについて記載します。

また、指定期間満了時又は指定が取り消された場合、指定管理者が行うべき原状回復及び事務引継ぎについても記載します。

《記載参考例》

ア 指定管理開始に当たっての準備等

協定発効までの期間、指定管理に係る業務を遂行できるよう、次のとおり必要な体制を整えます。この、準備期間中の費用負担については、指定管理者が負担するものとします。

《参考例》

- ① 協定について呉市と協議すること。
- ② 配置する職員を確保すること。
- ③ 業務等に関する各種規定の作成及び協議をすること。
- ④ 現在の管理団体との引継ぎを行うこと。
- ⑤ その他必要とされる事項

イ 期間満了後の処置

指定管理者は、その指定期間満了時又は指定の取消しを受けた場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように、事前に業務の引継ぎを行います。

ウ 原状回復の義務

指定管理者は、指定管理が満了した場合又は指定が取り消された場合は、施設及び設備を速やかに原状に回復します。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではありません。

16 その他

（1）管理運営に疑義が生じた場合等の取扱い

指定管理者が行う管理運営業務については、「募集要項」，「仕様書」，「募集に関する質疑応答」及び「指定管理者候補者からの事業計画書等」を踏まえ、市と指定管理者との間で締結する「基本協定書」に基づき業務を実施することになります。遵守すべき事項の優先順位を明記します。

なお、この内容は、基本協定書にも記載します。

《記載参考例》

管理運営業務の実施に当たっては、指定議案の議決後締結する基本協定書並びに募集要項、仕様書、募集に関する質疑応答及び指定管理者からの事業計画書等に従い実施します。実施に当たり、疑義又は齟齬が生じた場合は、基本協定書、募集要項、仕様書、募集に関する質疑応答及び指定管理者からの事業計画書等の順にその解釈が優先します。ただし、事業計画書等の内容が募集要項及び仕様書に示された内容より優れていると市が判断した場合は、事業計画書等が募集要項に優先します。

(2) 著作権の帰属

市に提出された書類等の著作権が申請者に帰属する旨及び市は、審査の結果の公表その他必要な場合において、提出された書類等の全部又は一部を無償で使用し、又は提出された書類等の内容を複写、改変して使用することができる旨を記載します。

(3) 個人情報等の保護

事業計画書等の作成に当たり入手した市が非公開としている情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩、不正使用を行わないこと等を記載します。

(4) 情報公開の実施

提出された書類は返却しない旨、提出された書類は呉市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、公開することにより申請者の権利、競争上又は事業運営上の地位若しくは利益を害する恐れがあるものを除き原則として公開される旨、非公開を希望する場合は非公開とすべき部分と具体的な理由を記載した「非公開希望申立書」を提出する必要がある旨及び非公開の申し出がなされた部分であっても、合理的な理由がないと判断される場合又は公益上必要であると認める場合は公開することとなる旨を記載します。

(5) 緊急時の対応

指定管理者は、指定管理業務に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市に報告する旨を記載します。

(6) 第三者への委託

施設の設置目的を達成するために実施する主要な業務については、指定管理者が直接実施し、第三者に委託することはできない旨を記載します。

ただし、主要な業務以外の業務については、市の承認を得た上で、業務の一部実施とする場合は、担当課において検討の上、第三者への委託可能な旨とその範囲を記載します。

(7) 指定管理者に関する変更事項の届出等

指定期間中に合併、分割等によって法人格が変更となる場合、指定管理者の指定を取り消して、改めて指定管理者の選定や議会の議決を得る必要があるため、指定管理者は法人格に変更を及ぼす場合は、速やかに施設所管課に連絡する旨を記載します。

(8) 使用許可を指定管理者が行う場合の留意事項

市（又は前指定管理者）が前年度末までに許可を行った指定期間内の施設使用については、新たな指定管理者に引き継ぐ旨を記載します。

第5章 指定管理業務仕様書の作成

申請者が当該施設の事業計画書、収支予算書等を作成するに当たり、あらかじめ把握しておく必要がある内容を指定管理業務の仕様書として作成し、指定管理者募集の際に公表します。

当該施設の設置目的や業務内容等のほか、施設に関する市としての方向性、募集要項に記載した指定管理者制度導入により期待する役割（成果）等に関する指標を示します。

1 制度導入により期待する役割（成果）

指定管理者募集要項作成の際に設定した期待する役割（成果）の指標（第4章1参考）と同様に仕様書に記載します。

また、設定した指標を毎年度のモニタリング評価シートに反映させます。

2 管理運営に関する基本的な事項

管理及び運営に関する各種の業務の基準、施設の管理基準、その他別途委託する業務等、必要に応じて各施設の独自項目を加えて記載します。

なお、申請者の専門的なノウハウを生かした提案を求める部分については、細部の指示は行いません。

《記載例》

ア 各業務の基準

業務の内容、開催回数、発行回数等業務の実施に当たり必要な内容を記載します。

イ 施設の管理基準

機械設備の仕様、台数、面積、点検回数、有資格者人数等を記載します。

ウ 別途委託する業務

指定管理者に公金の収納事務を委託（法第243条の2第1項）する場合は、その旨を明記するとともに、その手続に当たっては、法施行令に基づき別途委託契約を締結する旨を記載します。

ただし、利用料金制を導入する施設については、施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることとなるため、当該委託契約は不要です。

エ 事務の引継方法及び物品の帰属

オ 法令の遵守

設置条例のほか、個人情報保護に関する法律、呉市情報公開条例、労働関係法令（労働基準法等）、建築基準法、廃棄物関係法令※（廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）等指定管理者が遵守すべき法令等を列記します。

※特に指定管理施設から出される廃棄物は、指定管理者自らが適正に処理する必要があります。

カ 施設や設備の法定点検

施設や設備の日常的な点検や報告のほか、建築基準法第12条点検（第2章7）等の法定点検等指定管理者が実施する業務について記載します。

キ 監査

指定管理者の管理運営については、市監査委員又は外部監査人が指定管理者に対する実地調査又は必要な記録の提出要求を行う場合があるため、監査実施の場合は、誠実かつ迅速に対応することを明記します。

《仕様書／入船山記念館の場合》

- ・設置の目的（施設の設置目的と指定管理者に期待する役割（成果））
- ・指定の期間
- ・運營業務（基本的な考え方）
- ・管理運営に関する基準（開館時間、休館日、臨時開館日、休館日、料金体系、平面図）
- ・市と指定管理者が行う業務（インボイス制度への対応）
- ・指定管理者が行う業務（運営、施設・設備等の維持管理）
- ・施設利用における指定管理者の権限（入館者の制限、行政財産の目的外使用について、法令の遵守）
- ・運營業務に関する事項（職員の配置等、危機管理体制の整備、業務関係の保険、その他の業務）
- ・物品の帰属、管理及び文書の保存に関する事項（備品の帰属及び管理、文書の管理及び保存）
- ・事業計画書の提出
- ・事業報告書等の提出
- ・監査
- ・施設の修繕等（一般・計画的修繕、整備、改修、留意事項）
- ・守秘義務及び個人情報に関する事項
- ・協定（基本協定、年度別協定）
- ・協定締結前の取扱い
- ・期間満了後の処置
- ・原状回復の義務
- ・準備業務に関する事項

3 事業計画書等の作成に当たり提供する資料

指定管理者制度を新規導入する施設については、過去2年程度、更新施設については、前指定管理期間中の実績及び設備の状況等がわかる資料を示します。

《提供する資料の参考例》

- | | |
|---|-----------------------------|
| ア | 指定管理業務に係る収支決算の内訳の推移 |
| イ | 施設利用者数の推移 |
| ウ | 徴収した利用料金の推移（※利用料金制採用施設のみ） |
| エ | 備品の状況（市が用意する備品の一覧） |
| オ | 施設配置図・平面図 |
| カ | その他 |
| | 市が想定する人員体制（複数の場合は施設ごとの体制）など |

第6章 指定管理者の公募と候補者の選定

1 公募

(1) 指定管理者の募集

指定管理者を募集する場合は、呉市ホームページへの掲載を行うとともに、市政だより、所管課の窓口、当該施設の掲示板等を活用し、その旨の周知に努めます。

なお、指定管理者の募集に当たっては、行政改革デジタル推進第1課でとりまとめて呉市ホームページへ掲載するため、施設所管課は、募集要項の配布を開始する3日前までに電子データ（PDF版）で提出します。

(2) 募集期間

募集期間は、おおむね1か月とします。

また、提出を求める書類の内容等により、期間を変更します。

(3) 議会等への情報提供

指定管理者の公募開始前までに、募集の概要について議会（正副議長及び正副委員長）に説明を行うとともに、全議員及び報道へ資料提供を行います。

2 候補者の選定

(1) 選定委員会の設置（手続条例施行規則第3条）

公募による指定管理者の候補者の選定に当たっては、当該選定の公平性、透明性及び専門性を高めるため、民間の学識経験者等を含む委員をもって組織する選定委員会を設置します。

選定委員会は、施設ごと又は類似の複数の施設のまとまりごとに設置します。

また、複数の施設所管課又は他の自治体と合同で募集要項を作成する場合、選定委員会も合同で設置します。

(2) 選定委員

選定委員は、5名以上とし、そのうち過半数は民間の学識経験者等とします。

選定委員の選任に当たっては、選任する委員が、申請者の役員や利害関係者でないことの確認を行うとともに、委員と申請者に利害関係がある場合には、当該委員を排除し、必要に応じて委員を新たに選任するなど、公平・公正な選定となるよう適切な措置をとります。

《選定委員の報償費》

日額 10,000円／人

《選定委員の候補者例》

※学識経験者等の例

- ①施設の設置目的の分野における専門的知識・経験を有する者
- ②財務状況の審査における専門的知識・経験を有する者（公認会計士、税理士，中小企業診断士等）
- ③労務管理の審査における専門的知識・経験を有する者（社会保険労務士，弁護士等） 等

※市の職員が選定委員となる場合には施設を所管する部の部長，副部長等としてください。

(3) 選定方法

ア 公募施設

審査に当たっては，募集要項に示した審査基準を基本に，提案内容に係るプレゼンテーションやヒアリング等を基に，審査・採点し，合計得点が最も高い申請者を候補者，次点候補者を選定する場合は2番目に合計得点が高い申請者とすることを原則とします。

また，申請者が1者の場合は，その適否を判断することにより候補者を選定します。

イ 非公募施設

原則，選定委員会を開催し，公募と同様の審査方法により行います。

審査基準に基づき適否判断のみ行い，適していると認められると判断される場合は，申請者を指定管理者の候補者として選定します。

ただし，老人集会所，老人福祉センター，老人介護予防センター，児童館，漁業共同利用施設，漁船巻揚施設といった地域密着型の施設については，事務の簡素化・効率化の観点から，原則として，選定委員会による審査は行わず，市が指定管理者としての適否を審査するものとします。

(4) 選定委員会の開催

ア 選定委員会の開催（手続条例施行規則第3条第2項）

選定委員会は2回を基本として行い，各委員は指定管理者の候補者の選定に関する事項等の評価等を行います。

なお，所管課は，原則，委員が申請者から直接ヒアリングを実施する機会を設けることとします。また，申請者から提出された事業計画書及び収支予算書等の内容を一覽にまとめた応募図書比較表や提案内容の要旨をまとめた資料などを作成し，選定委員に概略を説明するなどにより円滑に審査・評価等が行われるよう努めます。やむを得ず1回のみの開催となる場合も，事前に委員へ資料説明するなど，円滑に審査・評価等が行われるよう努めます。

《選定委員会開催例》

第1回…審査に関する説明，資料配布，現地視察，意見交換等
第2回…プレゼンテーション，ヒアリング，意見交換，採点等

イ 会議の非公開

選定委員会は，申請者の提案内容の著作権，特許権及び申請者が保有する特別なノウハウの保護並びに委員の率直な意見交換や意思決定の中立性に配慮するため，原則非公開とします。

ただし，会議の概要は，選定過程の透明性の確保のため，指定議案の議決後，選定結果と合わせて呉市ホームページで公表します。

(5) 選定結果の通知

指定管理者候補者の選定後，申請者に選定結果通知書を送付します。

(6) 選定結果の公表

議会の議決後，指定管理者の選定結果について，指定議案の議決日の翌日以降，速やかに呉市ホームページで公表します。

また、非公募の場合も同様に、呉市ホームページで公表します。

指定管理者の候補者の選定に係る公平性，透明性の確保の観点から，各情報の取扱いについては，次のとおりとします。

なお，情報公開の請求があった場合，呉市情報公開条例及び同条例施行規則等の規定に基づいて，適切な対応を行います。

ア 公募から申請者に選定結果を通知するまでの間

申請者名又は申請者数等の問合せ等に対しては回答しません。

イ 申請者へ選定結果を通知した日から指定議案を記者発表するまでの間

申請者以外の者からの選定結果の問合せ等に対しては回答しません。

ウ 指定議案を記者発表した日以後

問合せ等については，公表資料（選定結果）に基づき回答します。

第7章 指定管理者の指定

1 指定議案の提出

指定管理者の候補者選定後、指定管理者の指定を行うため、法第244条の2第6項の規定により議会へ議案（指定議案）を提出します。

指定議案の提出時期は、原則として12月定例会とします。

指定議案の提出は、1施設1議案を基本とし、複数の施設を一括して募集した場合等はまとめて提出します。

(1) 議決事項

ア 公の施設の名称（指定管理者に管理を行わせる施設の名称）

イ 指定管理者（住所、団体名、代表取締役名等）

ウ 指定期間

(2) 議案資料

指定議案の資料として、指定管理者に指定する団体の概要等について記載した資料を作成します。

資料は、議案の適否を判断するために必要な情報を簡潔に記載するものとし、各施設の設置目的、性格、規模、管理の状況等の実情に応じて、必要な情報を適宜追加・削除します。

《議案資料に記載する主な内容例》

- ① 趣旨
- ② 公の施設の概要
- ③ 指定管理者の業務の範囲
- ④ 指定期間
- ⑤ 団体（候補者）の概要
- ⑥ 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要
- ⑦ 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画
- ⑧ 選定委員会における審査結果の概要※
- ⑨ 選定の理由
- ⑩ （参考資料）指定管理業務収支状況報告書
- ⑪ （参考資料）指定管理業務収支計画

※非公募の施設で選定委員会を設置しない場合は、提案内容に対する審査結果の概要を記載する。

2 指定管理者の指定

指定議案の議決後、手続条例第8条第1項の規定により、指定に係る手続を行います。

(1) 指定の通知

議決を受けた団体に対し、管理を行わせる施設の名称及び指定期間を通知します。

なお、指定管理者の指定日は、この通知をした日となります。

指定管理者の指定は行政処分です。協定締結等の目途が立ってから指定してください。

(2) 指定の告示

指定管理者を指定した場合、その旨を告示します。
告示日は、上記の指定日と同日とします。

(3) 議案の否決

議案審議の結果、指定管理者の候補者として選定されたものが、議会で否決された場合、候補者に不指定となったことを通知します。

3 協定の締結等

指定議案の議決後、手続条例第4条第1項の規定に基づき、市※と指定管理者の間で十分に協議を行い、同条第2項各号に掲げる指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

※教育委員会所管の施設の協定については、協定の締結者も呉市（代表者は呉市長）として取り扱う。

(1) 基本協定

基本協定は、指定の告示から4月1日までの間に締結する必要があります。

《基本協定で定める事項》

(手続条例第4条第2項各号)

- ① 事業計画書に記載された事項
- ② 指定管理者の指定の期間に関する事項
- ③ 当該管理に係る費用に関する事項
- ④ 当該管理を行うに当たって保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する事項
- ⑤ 法第244条の2第7項の事業報告書に記載すべき事項
- ⑥ 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- ⑦ その他市長等が必要と認める事項

《参考例》

- ア 期待する役割（成果）の指標
- イ モニタリング評価の実施
- ウ 光熱水費支払方法
- エ 防犯カメラの設置、管理及び運営に関して遵守すべき事項

(2) 利用料金の承認

利用料金制を採用する施設の指定管理者は、利用料金を設定又は変更する場合、条例で定める額の範囲内で利用料金の額を設定し、市の承認を得る必要があります。

施設所管課は、当該利用料金の内容を審査した上で、適当と認める場合は指定管理者に承認の通知をします。

(3) 指定管理業務の部分委託（第三者委託）の承認

指定管理者が行うべき業務のうち、その一部を第三者（当該業務を専門とする事業者等）に委託する場合、指定管理者は、あらかじめ施設所管課と協議の上承認を申請します。

施設所管課は、内容を確認の上、適当と認める場合は指定管理者に承認の通知をします。

第三者への委託を実施する際、施設所管課はその実態を把握し、個別に状況を確認するよう努めます。

(4) 年度協定

協定日は毎年4月1日とします。

《年度協定で定める事項の参考例》

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 当該年度の指定管理料の額② 支払条件（回数，時期等）③ 指定管理者納付金の納付に関する方法等 |
|--|

(5) 協定の変更

協定の内容は、指定期間中、特別な事情がある場合を除き変更しません。

また、変更をする必要がある場合は、指定管理者と十分協議を行った上で必要と認められる場合のみ行います。

《特別な事情の参考例》

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 設置条例の規定の改正又は廃止② 施設の増設又は一部廃止③ 災害の発生 |
|--|

第8章 指定管理業務の実施

指定管理者制度をより有効に活用し、公の施設の目的を効果的に達成するため、市は必要に応じて指定管理者の業務内容の改善指示を行うとともに、次年度以降の指定管理業務の改善を図ります。

1 施設運営協議会の設置

市と指定管理者は、情報の共有化や課題解決に向けた連携を深めるため、施設運営協議会を設置し、定期的に会議等を開催します。なお、施設運営協議会の開催「実績等」及び「内容」については、毎年度行うモニタリング評価の「2 業務内容の確認方法等」欄に記載します。

また、施設運営協議会に限らず、市と指定管理者とが協議等を行う場合は、「業務打合せ・協議記録簿」を作成し、双方が協議内容等を確認の上、保存してください。

2 事業報告書等（手続条例第5条）

指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書に収支決算書を添えて提出します。本市では、報告期限を毎年度終了後40日以内としています。指定管理者の決算が確定しないなどの事情がある場合には、市と協議の上、必要な期間を延長します。

《事業報告書への記載事項例》

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 当該施設の管理業務の実施状況(2) 当該施設の利用者の利用状況(3) 当該施設の使用料（又は利用料金）の収入実績(4) 当該施設の管理及び運営業務に係る経理の状況(5) 利用者ニーズの把握状況及び利用者満足度調査結果の状況(6) その他市長が必要と認める事項 |
|--|

3 モニタリング評価

指定管理者制度導入施設については、指定管理者の取組に対する評価結果を毎年のモニタリング評価として行政改革デジタル推進第1課で取りまとめ、呉市ホームページで公表しています。

モニタリング評価は、公の施設の指定管理者が協定書、仕様書等に沿った適切な管理運営を行っているかどうかを検証し、必要に応じて適切な指導を行うことにより、市民サービスの一層の向上を図り、指定管理者制度をより有効に活用することを目的として実施しています。

(1) 指定管理者による自己評価

指定管理者は、協定書等に基づく管理運営業務が適切に行えたか自己評価を行います。

この取組結果は、毎年度終了時にモニタリング評価シートの評価項目（管理運営の取組状況）に自己評価として記載し、市は提出された事業報告書等や実地調査の内容等を踏まえ、市の評価を行います。

また、募集要項に示す指定管理者制度導入により期待する役割（成果）について

も、モニタリング評価シートの評価項目（３施設の利用状況及び指定管理料等の推移）欄に、目標（計画）と実績を記入します。

（２）利用者満足度調査

指定管理者は、市民のニーズと利用者の満足度の結果を把握するため、アンケート調査を実施し、サービス向上に向けた改善取組を行います。

このアンケートの集計結果及び改善取組結果の内容は、毎年度終了時の事業報告の一環として報告するとともに、モニタリング評価シートの評価項目（４（２）利用者の満足度及びサービス向上の取組）に記載します。

（３）現地調査

市は、定期的に行う施設運営協議会又は随時に行う現地調査等により、適切な管理運営が行われているかを確認します。

また、施設運営協議会の開催「実績等」及び「内容」並びに現地調査の実施状況についてはモニタリング評価の「２業務内容の確認方法等」欄に記載します。

（４）総合評価

市は、指定管理者の自己評価を基に、提出された各種報告書、現地調査及び施設を利用する市民のアンケート調査等の内容を踏まえ「（１）管理運営の取組状況」、「（２）利用者の満足度及びサービス向上の取組」を評価します。

評価は、（１）を６点満点、（２）を４点満点の合計１０点とし、その合計得点に応じて５段階（Ａ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ）で総合評価を行います。

また、期待する役割（成果）の指標の達成度が優秀な場合は、加点項目の対象として評価できます。

評価の内容は、施設運営協議会等において市と指定管理者において共有し、市民サービスの一層の向上を図ります。

４ 監査

（１）監査委員による監査

法第１９９条第７項により、監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があるときは、公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行について監査することができます。

対象となった公の施設の指定管理者は、誠実かつ迅速に監査に協力する必要があります。

（２）外部監査

本市では、外部監査契約に基づく監査に関し、財政的援助団体等の監査などを対象とする「呉市外部監査契約に基づく監査に関する条例（以下「外部監査条例」という。）」を制定しています。

外部監査条例第２条第５号の規定により、市と包括外部監査契約を締結した包括外部監査人は、指定管理者の出納その他管理業務に係るものについて監査することができることとされているため、外部監査が実施され対象となった指定管理者は、誠実かつ迅速に当該外部監査に協力する必要があります。

《指定管理施設における外部監査人の指摘事項記事》

タイトル	県民利用施設の問題点を指摘（自治通信） 指定管理者制の県民ホールなど／神奈川県外部監査
掲載日	平成２８年１月１５日
掲載内容	神奈川県の包括外部監査人(湯沢誠弁護士)は１５日、２０１５年度の包括外部監査結果報告書を県に提出した。報告書は、監査の対象となった八つの県民利用施設の管理と、公益財団法人神奈川芸術文化財団などによる指定管理事業について、計１０５項目を指摘し、改善を求めた。 このうち「違法か著しく不当で是正措置が必要」とする指摘事項は２６項目。指定管理者制を導入している県民ホール、神奈川芸術劇場、地球市民かながわプラザの３施設に対するものが１８項目を占めた。 県民ホールに関しては、指定管理者となっている神奈川芸術文化財団と県との間で施設改修、修繕の費用分担が規定されているにもかかわらず、改修、修繕の区分が曖昧なケースなどもあり、「基本協定に従って費用を適切に分担しなければならない。」「(分割発注により)本来、県が負担すべき工事費用を芸術財団が負担することは厳に慎まなければならない。」と指摘した。 神奈川芸術劇場については、年間の残業時間が１０００時間を超える者がいるなど恒常的に時間外労働が行われており、「明らかに労使協定に違反する。」と強調。休日出勤をしても振替休日を取得していないケースも多数あり、「労働基準法と就業規定に違反する。」とした。 報告書では、県と指定管理者の関係について「適度な緊張感と外部チェックが必要との観点から、県民ホールおよび神奈川芸術劇場の指定管理者の公募化を検討されたい。」との意見を記した。 監査人の湯沢弁護士は「指定管理者の施設は規則の守り方や支払いの仕方がルーズ。(管理業務を)民間がやるから効率的とは決して言えない。指定管理の悪いところばかり目に付いた。」と話した。

５ 事業の継続が困難になった場合の措置等

(１) 事業の継続が困難になった場合の措置等

指定管理者による管理運営が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、事実関係を確認した上で次の措置等について検討することとなります。

ア 事業継続

イ 期間を定めた業務の全部又は一部の停止命令

ウ 指定の取消し

(２) 措置等の根拠となる法令等

指定管理者による管理運営が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合の内容によって根拠とする法令が異なります。指定取消しにつながる場合及び指示が必要な場合とも根拠となる法令により適正に対応しなければなりません。

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置，管理及び廃止）

第244条の2

- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は，指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため，指定管理者に対して，当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め，実地について調査し，又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は，指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは，その指定を取り消し，又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（抜粋）

（指定の取消し等）

- 第7条 市長等は，指定管理者が前条の指示に従わないときその他の指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは，その指定を取り消し，又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を当該指定管理者に命じることができる。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し，又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において，当該指定管理者に損害が生じても，市は，その賠償の責めを負わない。

（3）事業の継続が困難になった場合等の措置等の流れ（別図参照）

指定管理者による施設の管理運営が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合における措置等の流れは次のとおりです。

なお，指定管理者の指定を取り消し，あるいは期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じる処分（指定取消し等）をすることに備えて，処分の基準と，管理運営に関してとることができる措置を協定書に明記しておく必要があります。

ア 事実関係の確認（実地調査）

施設所管課は，指定管理者からの報告や外部からの情報提供や通報等により，指定管理者が指定取消しに該当する可能性があると考えられる場合は，指定取消し等を行う状況であるかどうかを判断するため，事実確認のための調査（実地調査）等を行います。実地調査後，改善等の必要ない場合は事業を継続することとなりますが，指定管理者の経営状態が悪化するなど，指定取消し等をする必要があると判断される場合には，それぞれ所定の手続に移行します。

イ 改善勧告

実地調査後，指定管理者の自主的な改善により業務の継続が可能と考えられる場合，指定管理者に対して改善勧告を行い，期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができます。これにより改善された場合は，事業の継続を認めることとなります。

また，指定管理者が同様の改善指導事案を繰り返す場合や，悪質性が認められる場合は，ウの指示を行います。

ウ 指示及び期間を定めた業務の全部又は一部の停止

指定管理者が次の事項に該当する場合（エ①から⑩までを除く。），市長等は指定管理者に弁明の機会を付与するとともに，必要な指示を行います。

この指示に従わない場合，期間を定めた業務の全部又は一部の停止を命じます。これにより改善された場合は，事業を継続することとなりますが，指示に従わな

い場合又は期間内に指定管理者が改善することができなかった場合には指定の取消しの検討を行うこととなります。

《指示が必要な参考例》

- ① 財務・経営状況が悪化し、管理の継続に影響があると認められる場合
- ② 協定書の内容に関して違反をしたと認められる場合
- ③ 法令、条例又は規則に違反したと認められる場合
- ④ 募集要項に定める応募資格を失ったと認められる場合
- ⑤ 個人情報保護に関する取扱いが不適切であると認められる場合
- ⑥ その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

エ 指定の取消し

指定管理者が次の事項に該当する場合のほか、期間を定めた業務の全部又は一部の停止命令後改善されない場合、市長等は、指定管理者に対する聴聞を行い、その指定を取り消します。

《指定取消しにつながる参考例》

- ① 法人その他の団体が解散した場合
- ② 財務・経営状況が著しく悪化し、管理の継続が困難であると認められる場合
- ③ 協定書の内容に関して重大な違反をしたと認められる場合
- ④ 地方自治法の規定による監査の拒否又は妨害をしたと認められる場合
- ⑤ 個人情報保護に関する取扱いに関して重大な欠陥があると認められる場合
- ⑥ 関係法令、条例又は規則に関して重大な違反をしたと認められる場合
- ⑦ 市の指示（業務改善等）に従わなかった場合
- ⑧ 呉市暴力団排除条例に抵触したことが明らかとなった場合
- ⑨ 提出した資料（事業計画書、報告書、財務諸表等）に虚偽の記載があった場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と判断される場合
- ⑩ その他指定管理者として適当でないと認められる場合

オ 指定管理者への通知及び告示

指定取消し等を決定した後、指定管理者に対し、その内容（指定終了日又は停止の期間及び理由）を通知するとともに、速やかにその旨を告示します。

（４）指定取消し等に伴う損害賠償

上記（２）により指定取消し等を行う場合に備えて、市長等は、指定管理者に生じた損害又は損失について責めを負わないこと及び指定管理者の責めに帰する事由により市に生じた損害を賠償する旨を協定書に明記する必要があります。

（５）指定取消し等以降の管理運営

指定取消し等により、指定管理者が一時不在になる場合、施設所管課は、当該期間中においても利用者サービスの低下を最小限にとどめるよう次の方法により施設の管理運営を行う必要があります。

ア 直営

イ 一部委託

ウ 指定管理者の再指定

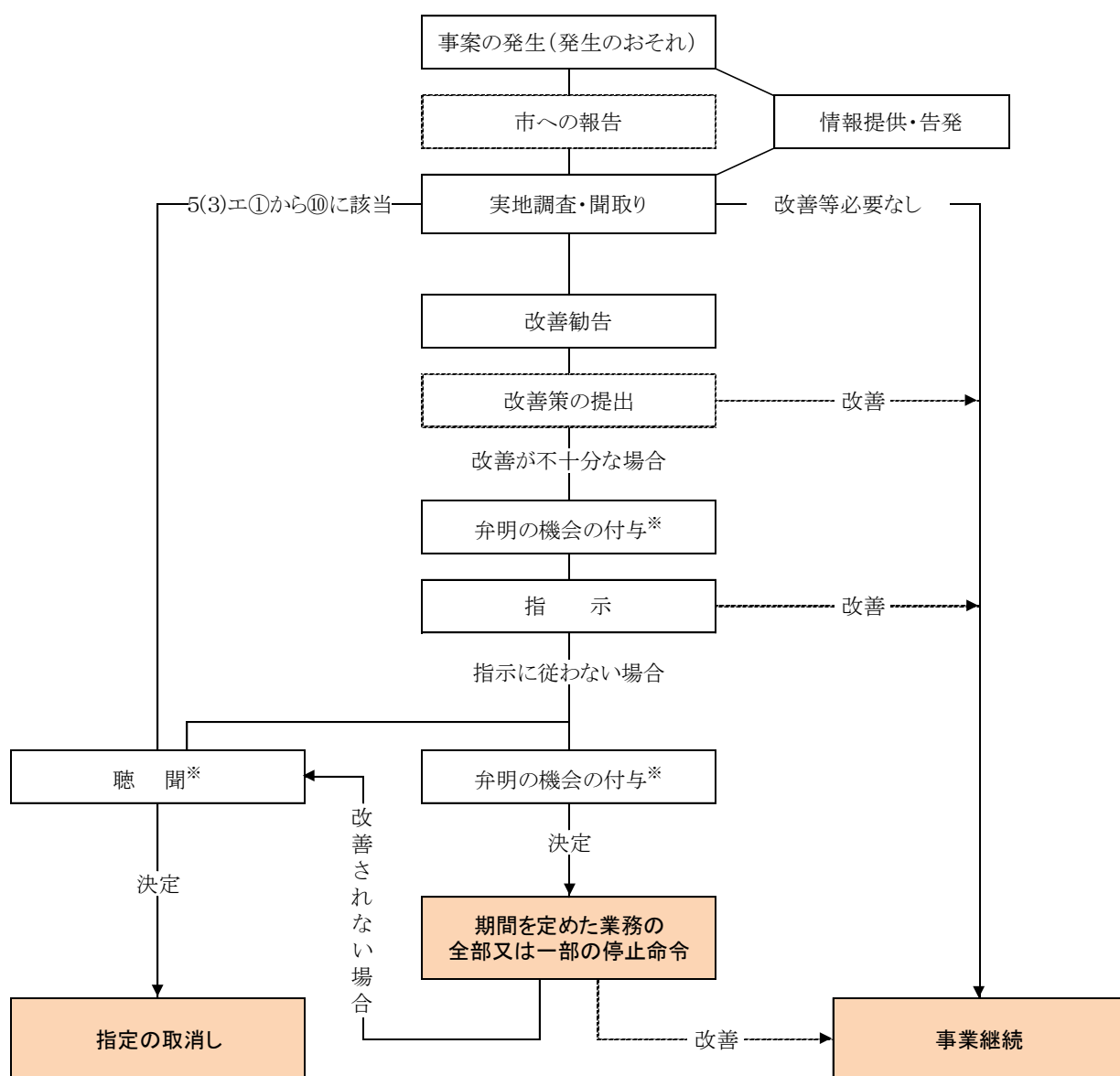
エ その他（一時休止等）

（６）その他

指定期間中の指定取消し等は、市長等の専決事項で議決を要しません。ただし、

利用者へのサービス低下を最小限にとどめるためにも、必要に応じて、利用者及び議会に速やかに情報提供を行います。

《（別図）事業の継続が困難となった場合等の措置等のフロー図》



□ は指定管理者が主

※ 緊急性がある場合、悪質性が認められる場合等を除く。
事務手続は呉市行政手続条例等に基づく(書面により通知)。

6 指定期間の満了等に伴う事務の引継ぎ

指定期間の満了等に伴い指定管理者が変更となる場合、市は、指定期間開始前に引継ぎに関する協議を行い、施設の管理に必要な資料の整理等を行わせた上で、現地において市の立ち会いの下で新たな指定管理者に引継ぎを行い、指定期間の始期から円滑かつ支障なく当該施設の管理運営業務ができるようにします。

7 インボイス制度への対応

使用料等（利用料金・自主事業による収入等で課税対象分を含む。）を徴収した相手方からインボイスの交付を求められた場合、インボイスを交付し、その写しを保存しておく必要があります。インボイス制度への対応が必要な施設については、募集要項や協定書等にその旨を記載するとともに、指定管理者と対応について調整してください。

（１）利用料金制を導入している施設でインボイス制度への対応が必要な施設

指定管理者が利用料金を収受する場合は、指定管理者と利用者等との消費税課税取引となることから、指定管理者がインボイスを交付する必要があります。インボイス制度への対応について指定管理者と調整してください。

（２）料金収受代行制を導入している施設でインボイス制度への対応が必要な施設

使用料が本市の収入となる場合は、本来、市がインボイスを発行する必要があります。

本市及び指定管理者の両者が適格請求書発行事業者である場合には「媒介者交付特例」によって、指定管理者が自己の名称等を記載したインボイスを市に代わって交付することが可能です（ただし、両方でインボイスの写しを保存する必要があります）。

また、指定管理者が適格請求書発行事業者でなくても、「代理交付」によって、指定管理者が市に代理して市の名称等を記載したインボイスを交付することが可能です。（ただし、指定管理者はインボイスの保存の必要はありませんが、市へ発行したインボイスの写しを提出する必要があります。）

「媒介者交付特例」又は「代理交付」のいずれの対応とするかを指定管理者と調整してください。

（３）自主事業

自主事業の収入は、原則、指定管理者のものとされることから、自主事業でインボイスを発行する場合は、指定管理者が適格請求書発行事業者である必要があります。

（４）特別会計

指定管理料を支出する場合、適格請求書発行事業者となった特別会計では、仕入税額控除を行うため、指定管理者からインボイスの発行を受ける必要があります。指定管理者がインボイスを発行できるように調整してください。

なお、一般会計は消費税法上、売上と仕入の消費税額を同額とみなすこととされているため、消費税の申告義務が免除されています（消費税法第60条第6項）。このため、指定管理者からインボイスの発行を受ける必要はありません。

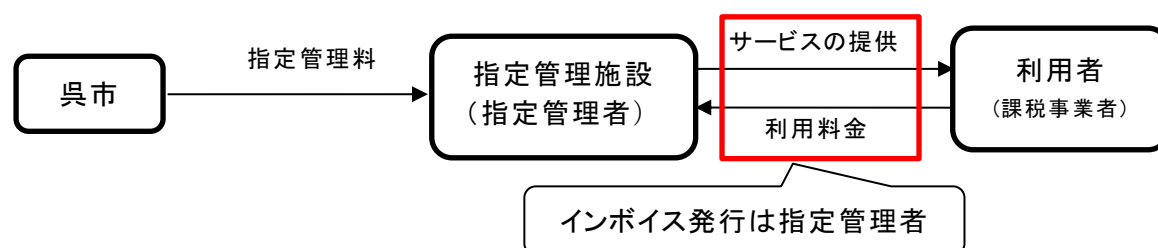
（５）その他

インボイス制度の詳細については、国税庁のホームページを確認してください。

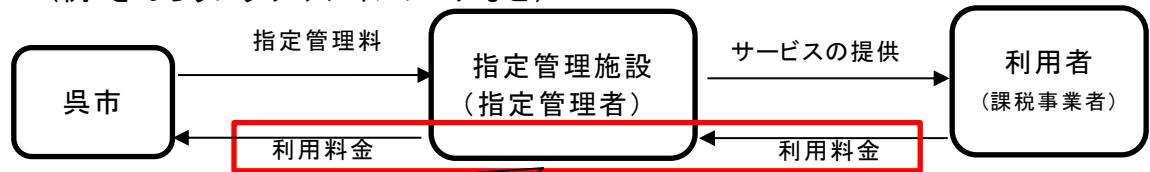
《指定管理者制度におけるインボイス対象取引》

① 【一般会計所管】利用料等が指定管理者の収入となる場合

（例：文化施設やスポーツ施設など）

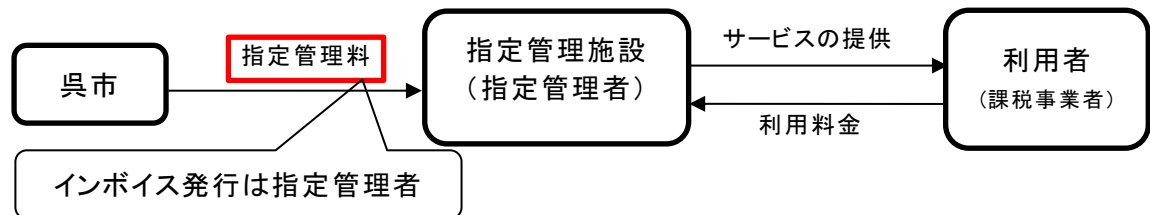


- ② 【一般会計所管】利用料等が呉市の収入(指定管理者が代理収納)となる場合
(例: きんろうプラザやジャンプコアなど)

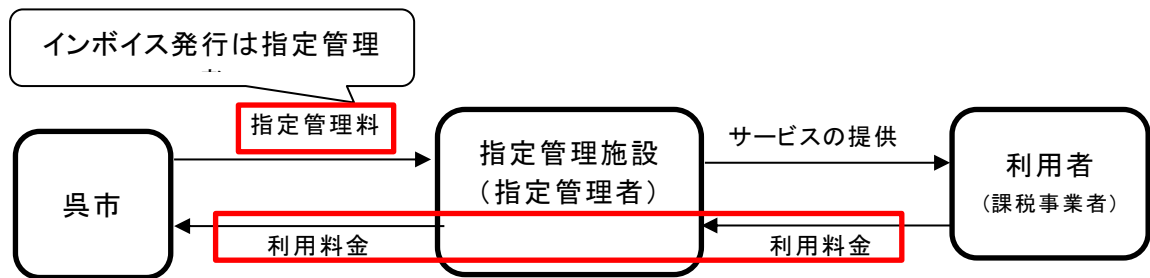


インボイス発行は呉市(代理交付や媒介者交付特例により指定管理者での発行も可能)
※呉市と指定管理者とで協議し対応を決定

- ③ 【特別会計所管】利用料等が指定管理者の収入となる場合
(例: 野呂高原ロッジ事業特別会計, 介護保険事業(サービス勘定)特別会計など)



- ④ 【特別会計所管】利用料等が呉市特別会計の収入(指定管理者が代理収納)となる場合
(例: 駐車場事業特別会計, 地方卸売市場事業特別会計, 港湾整備事業特別会計など)



インボイス発行は呉市(代理交付や媒介者交付特例により指定管理者での発行も可能)
※呉市と指定管理者とで協議し対応を決定

		インボイス発行			
		指定管理者が適格請求書発行事業者となっている場合		指定管理者が適格請求書発行事業者ではない場合	
		市	指定管理者	市	指定管理者
利用料金等	指定管理者の収入	×	○	×	×
	市の収入	○ (直接交付又は指定管理者による代理交付)	○ (媒介交付特例)	○ (直接交付又は指定管理者による代理交付)	×

第9章 関係法令等

1 地方自治法（抜粋）

第七章 執行機関

第三節 委員会及び委員

第五款 監査委員

（職務）

第百九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 監査委員は、第一項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

4 監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならない。

5 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。

6 監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

8～15 略

第十章 公の施設

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ

を定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（抜粋）

（平成17年呉市条例第82号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項の規定により市の公の施設の管理を行わせる指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續及び指定後の取扱いに関し、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が指定する期間内に、次に掲げる書類を添えて、市長等に当該申請をしなければならない。

（1）定款若しくは寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書又はこれらに準じる書類

（2）指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に係る事業計画書（次条及び第4条において「事業計画書」という。）及び収支予算書（次条において「収支予算書」という。）

- (3) 当該団体に係る当該申請をする日の属する事業年度の事業計画及び収支予算並びに当該年度の前事業年度の事業報告及び収支決算を示す書類
- (4) その他市長等が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第3条 市長等は、前条の規定による指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上、当該公の施設の管理を行わせることが最も適当であると認められる団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、当該公の施設を利用しようとする者の平等な利用が図られるものであること及び利用促進が図られるものであること。
- (2) 事業計画書及び収支予算書の内容が、当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該公の施設の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) その他市長等が当該公の施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準

(協定の締結)

第4条 指定管理者は、市長等と当該公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画書に記載された事項
- (2) 指定管理者の指定の期間に関する事項
- (3) 当該管理に係る費用に関する事項
- (4) 当該管理を行うに当たって保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する事項
- (5) 法第244条の2第7項の事業報告書（次条において「事業報告書」という。）に記載すべき事項
- (6) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他市長等が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後40日以内（第7条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日の翌日から起算して30日以内）に、市長等に対して事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書には、当該公の施設の管理に係る収支決算書を添付しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第6条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務及び経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第7条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他の指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を当該指定管理者に命じることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、当該指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(指定等の告示)

第8条 市長等は、第3条の規定により指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を指定管理者に命じた場合に準用する。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、当該指定期間が満了したとき（当該指定期間の満了後、引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）又は第7条第1項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、当該公の

施設の施設及び設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特に支障がないと認めたときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第10条 指定管理者は、故意又は過失により当該公の施設の施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（個人情報等の取扱い）

第11条 指定管理者は、公の施設の管理を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報その他の業務上知り得た秘密（以下この条において「個人情報等」という。）の漏えいの防止及び個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員又は当該指定管理者に係る公の施設の管理の業務に従事している者は、個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

3 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

（平成18年呉市規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年呉市条例第82号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（欠格事項）

第2条 市長は、条例第2条に規定する団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体については、条例第3条の規定による指定管理者（条例第1条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者としての選定をし、又は指定管理者としての指定をしない。

（1）当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の普通地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体

（2）当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうちに次のいずれかに該当する者がある団体

ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 市税及び県民税の滞納がある者

エ 市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

オ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

カ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（3）破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人

（4）法人市民税、消費税及び地方消費税について滞納がある団体

（5）呉市議会の議員、市長、副市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある法人（市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人又は公共的団体を除く。）

（選定委員会の設置）

第3条 市長は、公募により条例第3条の規定による指定管理者の候補者の選定を行う場合は、当該選定の公平性、透明性及び専門性を高めるため、民間の学識経験者等を含む委員をもって組織する選定委員会を設置する。

2 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 指定管理者の候補者の選定に関する事項

(2) その他指定管理者に関し市長が必要と認める事項

3 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事業報告書の審査等)

第4条 市長は、条例第5条第1項の事業報告書の提出を受けたときは、その内容について審査し、必要な指示等を行うものとする。

(変更の届出)

第5条 指定管理者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、その事実を証する書類を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(1) 名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地

(2) 定款、寄附行為その他これらに準じるもの

(3) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

4 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則（抜粋）

（平成18年呉市教委規則第1号）

呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年呉市条例第82号）の施行に関し必要な事項については、呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）の例による。

5 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する呉市上下水道局規程（抜粋）

（平成30年下水道局規程第8号）

呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する呉市上下水道局規程

呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年呉市条例第82号）の施行に関し必要な事項については、呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）の規定の例による。

6 呉市情報公開条例（抜粋）

（平成11年呉市条例第1号）

（出資法人及び指定管理者の情報公開）

第18条 市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「特定出資法人」という。）は、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 実施機関は、特定出資法人に対し、前項に規定する必要な措置を講じるよう指導に努めるものとする。

3 前2項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した市の公の施設の管理を行わせる指定管理者について準用する。この場合において、第1項中「市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「特定出資法人」という。）は、その保有する情報」とあるのは「指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する情報（当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。）」と、前項中「特定出資法人」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

7 呉市暴力団排除条例（抜粋）

（平成24年呉市条例第1号）

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、市が実施する入札に暴力団員等を参加させず、及び法令に違反しない限りにおいて暴力団員等を補助金、交付金等の交付の対象としないようにする等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市及び市の公の施設の管理を行わせる指定管理者は、暴力団の活動のために公の施設を使用しようとする者に使用の許可をしないこととする等の必要な措置を講ずるものとする。

8 呉市外部監査契約に基づく監査に関する条例（抜粋）

（平成28年呉市条例第9号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めるものとする。

（包括外部監査契約に基づく監査）

第2条 市と法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

（1） 市が法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの

- (2) 市が出資しているもので法第199条第7項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- (3) 市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- (4) 市が受益権を有する信託で法第199条第7項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- (5) 市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの
(個別外部監査契約に基づく監査)

第3条 市民のうち法第75条第1項の選挙権を有する者は、同項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることを求めることができる。

- 2 議会は、法第98条第2項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 3 市長は、法第199条第6項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 4 市長は、前条各号に掲げるものについての法第199条第7項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 5 市民は、法第242条第1項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

第10章 参考（通知、計画等）

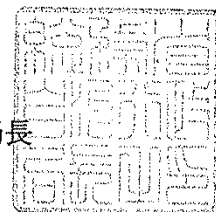
1 地方自治法の一部を改正する法律の公布について

総行行第87号

平成15年7月17日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長



地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第86号、総行公第39号、総財公第61号、総財務第71号、15文科高第275号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第1 地方公共団体の内部組織に関する事項

1 改正の趣旨及び留意点

(1) 今般の改正は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、都道府県の局部数

の法定制を廃止し、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を自主的に設けることができることとし、この場合において、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について条例で定めることとしたものであること。(第158条第1項関係)

- (2) 地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものであること。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来のあり方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこと。(第158条第2項関係)

2 地方公共団体の内部組織のあり方に関する事項

第158条第1項の地方公共団体の長の直近下位の内部組織とは、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌するために設けられる最上位の組織を意味するものであり、局又は部若しくはこれに準ずる組織の名称如何にかかわらず、条例で定めることが必要となるものであること。(第158条第1項関係)

3 条例の制定又は改廃をした場合の届出に関する事項

- (1) 上記2の条例を制定し又は改廃したときは、都道府県にあっては総務大臣に、市町村にあっては都道府県知事に遅滞なく届け出るものとされたこと。(第158条第3項関係)
- (2) 上記(1)により総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない事項は、当該条例の要旨のほか、総務省令で定めるものであるが、その内容は、新旧対照表及び改正理由並びに当該地方公共団体の組織図(当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織を示すもの)を予定しているものであること。

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。(第244条の2第3項関係)
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立てに対する決定(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の

4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。(第244条の2第3項関係)

- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。(第244条の2第6項関係)

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。(第244条の2第4項関係)

- ① 「指定の手續」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。
なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

ア 住民の平等利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

- ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限の要件等)のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

- ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。(第244条の2第8項及び第9項関係)

- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績

や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。(改正法附則第1条関係)

2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。(改正法附則第2条関係)

2 指定管理者制度の運用について



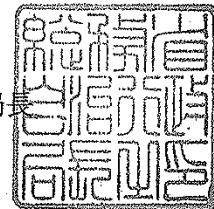
総 行 経 第 3 8 号

平成22年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局長



指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価

格競争による入札とは異なるものであること。

- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする事とされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

3 呉市指定管理者制度移行計画（平成21年6月版 抜粋）

1 指定管理者制度導入の基本方針

(1) 基本的な考え方

本市では、平成18年1月に策定した「呉市指定管理者制度移行計画」に基づき、市が設置するすべての公の施設について、公共性、公益性、効率性など幅広い視点での検証を行い、指定管理者制度を導入することにより効率的な運営と経費の縮減が見込める施設や市民サービスの向上が期待できる施設については、積極的に同制度の導入を進めています。

その結果、現在（平成21年4月1日現在）までに本市の公の施設570施設のうち162施設（28.4パーセント）について、指定管理者による管理を行っています。

今後も、法令の規定により市が直接管理しなければならない施設や、業務の特殊性、専門性等を考慮して市が直接サービスを提供することが適当である施設を除き、積極的に指定管理者制度の導入及び導入に係る継続的な検討を行っていきます。

平成21年度末には、同制度を導入した162施設のうち141施設について指定管理者の指定期間が終了することなどから、施設所管課の検討内容や他自治体の動向なども踏まえ、より一層の市民サービス向上と経費縮減を目指し、移行計画の見直しを行うものです。

今回の見直しの具体的な内容としては、指定期間の延長のほか、制度導入の対象とする施設及び公募方式を採用する施設の拡大などについての見直しを行い、指定管理者制度のより積極的な活用、充実等を図るものです。

(2) 指定管理者の候補者の選定方法

原則として、公募方式により候補者の選定を行うものとします。

ただし、地域団体等による管理が適当である各地区の老人集会所、漁港施設、老人福祉センター、児童館等の地域密着型施設や、非公共施設との複合建物から成る施設など公募することが明らかに非効率である施設等については、引き続き非公募方式による候補者の選定を継続します。

また、複数の施設を一体的・総合的に管理することにより、施設相互の連携が図られ、効率的な管理が期待できる施設については、複数の施設を一括して公募することができるものとします。

(3) 議員等の兼業の禁止

地方自治法の兼業禁止規定は、指定管理者については適用されませんが、本市においては、指定管理者の選定に当たって、より高い公平性・透明性を確保するという観点から、当該兼業禁止規定に準じた取扱い（※市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人（地方自治法施行令第122条及び第133条）又は公共的団体を除く法人の役員等について兼業を禁止する取扱い）を行い、募集要項にも明記します。

【地方自治法上の兼業禁止規定】

- ・地方自治法第92条の2 議員の兼業禁止
- ・地方自治法第142条 長の兼業禁止
- ・地方自治法第166条 副市長の兼業禁止
- ・地方自治法第180条の5 委員の兼業禁止

(4) 指定管理者の指定期間

サービス提供の継続性の確保、指定管理者の安定経営及び施設所管課の事務効率の向上などの理由から、現行で原則として4年間としている指定期間を1年間延長し、原則として5年間とします。

ただし、施設運営のために必要な機器の償却に相当の期間を要するなど各施設の特別

な事情がある場合はこれを勘案し、引き続き適切な期間を個別に設定することができるものとします。

(5) 指定管理者の指定

指定管理者の指定に当たっては、次に掲げる基準に照らして審査した上、当該公の施設の管理を行わせることが最も適当であると認められる団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとします。

【審査基準】

- ア 事業計画書の内容が、当該公の施設を利用しようとする者の平等な利用が図られるものであること及び利用促進が図られるものであること。
- イ 事業計画書及び収支予算書の内容が、当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 当該公の施設の管理を安定して行う能力を有していること。
- エ その他当該公の施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準

(6) 選定委員会の設置

指定管理者を公募する場合は、選定委員会を設置し、候補者を選定するものとします。
また、選定の公平性・透明性・専門性を高めるため、委員に民間の専門家等を加えるものとします。

なお、関係職員等が応募団体の役員等になっている場合には、当該職員等を選定作業から除外するなど、公平・公正な選定となるよう適切な措置をとるものとします。

(7) モニタリングの実施

施設の設置者としての責任ある管理運営と市民サービスの更なる向上を図るため、全施設を対象として、現在行っているモニタリングを引き続き実施します。

また、可能な施設から、市と指定管理者で構成する(仮称)施設運営協議会を設置し、定期的に連絡会議を開催することにより管理運営に係る情報の共有化と課題解決に向けた連携を深めるとともに、モニタリングの客観性・透明性を高めるため、第三者を構成員とする

(仮称)評価委員会の設置を検討することとします。

(8) 協定内容の透明性の向上

議会や市民への説明責任を十分に果たすため、協定書の記載事項につき改めて整理・検討を行い、再委託の範囲、リスク分担の内容、自主事業と委託事業との区分、修繕料に係る支出基準、指定管理者交代時の引継項目などの基本的事項の記載について可能な限り共通化を図り、市と指定管理者との関係について透明性の向上を図ることとします。

4 呉市公共施設再配置計画基本方針

呉市公共施設再配置計画基本方針

1 呉市公共施設再配置計画の策定目的

本市は、昭和30年代から産業の発展や市域の拡大などによる人口急増に伴い、多くの公共施設を整備してきました。また、平成17年に完了した近隣8町との合併により、施設数は大幅に増加しました。

その結果、何らかの老朽化対策を必要とする築20年以上の施設が建築面積ベースで全施設の約60パーセントを占めています。

一方、本市の人口は昭和50年を境に減少傾向にあり、少子高齢化の進行やそれに伴う人口構成の変動、さらには急激な社会情勢の変化などの要因により、公共施設に対するニーズが多様化しています。

こうしたことから、新たな住民ニーズや地域の特性などに配慮しつつ、公共施設の活用方法や運営方法などを見直す「公共施設の再配置」を実施することで施設の活性化を図り、更なる市民サービスの質の向上への取組を行う必要があると考えています。

2 基本方針

公共施設の再配置に当たっては、当該施設の「利用実態」、「利用状況」、「施設維持管理費」、「用途別・地域別設置状況」などの客観的データを基に、次の基本方針により取り組んでいきます。

基本方針

- (1) 必要性の検証
- (2) 公平性の確保
- (3) 有効活用の促進
- (4) 管理運営方法の改善・改革

(1) 必要性の検証

公共施設ごとに、施設が持つ性質や位置付けなどを確認し、今後も市がその施設を保有し、サービスを提供し続ける必要性について再検証します。

(2) 公平性の確保

公共施設の運営に係る経費は、利用者からの使用料や税などにより賄われています。このことから、施設の利用状況や配置状況などを基に、利用機会の公平性の確保に努めます。

(3) 有効活用の促進

本市の公共施設は、国などの補助金の交付を受けて整備したものが多数を占めています。今まではその補助目的に沿った利用が義務付けられていましたが、最近では柔軟な施設運営が認められ始めています。

複雑・高度化する社会の変化やそれに伴う住民ニーズの多様化が進展する中、公共施設においても、当初の設置目的とは異なった新たなニーズも生じています。今後も国などの動向を注視し、^{※1} 転用が可能な要件を満たした公共施設のうち、転用することにより、有効活用を図ることができると認められるものについては、こうした取組を行っていきます。

また、地域を取り巻く環境の変化などから、複数の公共施設を集約することも検討します。これにより一つの施設で多様なニーズに対応することが可能となり、利用者の利便性の向上が図れるものと考えています。

(4) 管理運営方法の改善・改革

市で設置・運営することが必要とされる公共施設においては、行政資源を投入することは不可欠である一方、管理運営の効率性についても検討する必要があります。引き続き、施設の管理運営について、指定管理者制度の導入や一部業務の民間委託により、当該経費の縮減に努めるとともに、市民サービスの向上を進め、利用者の満足度を重視した取組を行っていきます。

また、地域協働を推進する観点からも、「^{※2} 新しい公共」の考え方にに基づき、公共施設を地域に委ねることも検討します。これにより施設の柔軟な運営が可能となるとともに、地域の担い手育成や地域コミュニティの再生に大きく貢献するものと考えています。

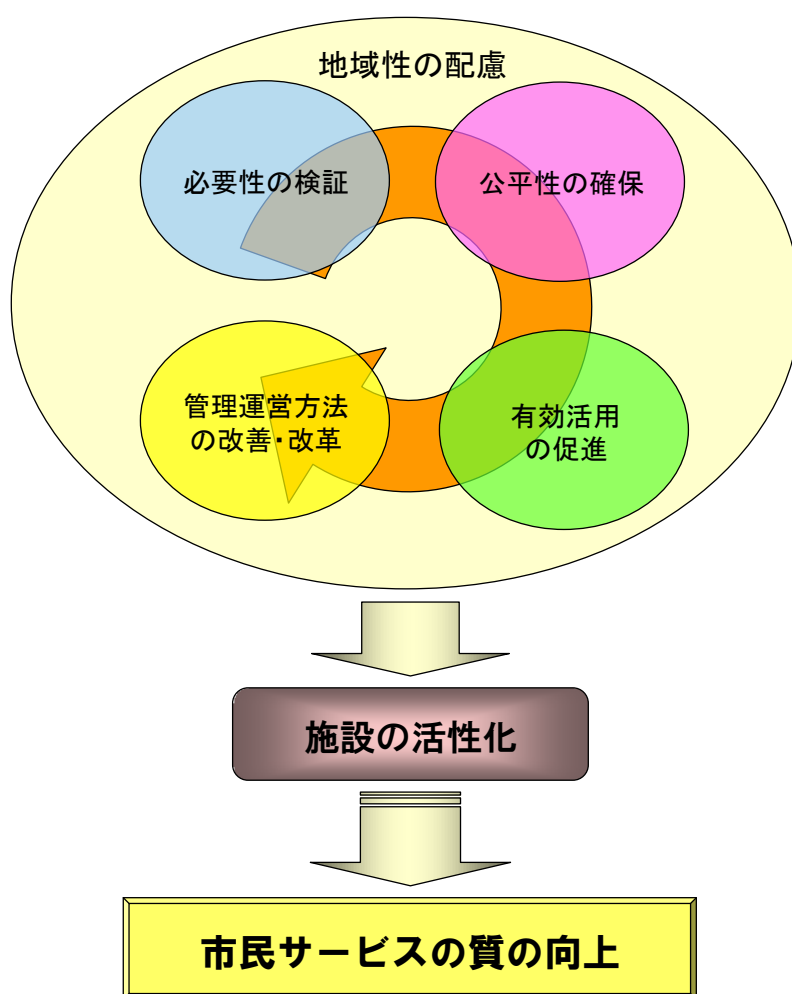
^{※1} 転用……施設を設置当初の目的以外の用途で利用すること。

^{※2} 新しい公共……「公共サービス」や「公共的サービス」の提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な団体（住民団体、NPO、企業など）が先進的・創造的に「公共」を担う仕組み

3 留意すべき事項

地域性の配慮

平成17年に完了した近隣8町との合併により，呉市は，多様な歴史・自然・文化・風土を有するまちとなりました。これらを育んできた地域の「つながり」や人々の心の「絆」を大切にしつつ，地域の特色を最大限に活かしたまちづくりを推進する観点から，地域と密接な関係にある公共施設については，それらに配慮した取組を行っていきます。



4 今後の展開について

今後は，この「基本方針」に沿って施設利用者などとの協議を行いながら，順次，用途別の分類を基本とした再配置計画を策定し，公共施設の活性化に向けた取組を進めていきます。

5 呉市の設置する防犯カメラの管理及び運用に関するガイドライン

呉市の設置する防犯カメラの管理及び運用に関するガイドライン

（趣旨）

1 このガイドラインは、事故及び犯罪の発生を抑止し、市民等の安全安心を確保することを目的として市が公共施設に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、当該防犯カメラにより撮影される者のプライバシーその他の権利の一層の保護を図るための具体的な取扱いを定めるものであり、その管理及び運用に関しては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）に定めるもののほか、このガイドラインの定めるところによるものとする。

（定義）

2 このガイドラインにおいて使用する用語の意義は、保護法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）防犯カメラ 市民等の安全安心の確保、犯罪の抑止及び事故又は事件が発生した場合におけるその原因等の解明を主目的として公共施設に設置された映像撮影装置で記録装置を備えているものをいう。

（2）個人情報映像 防犯カメラにより撮影された映像で特定の個人を識別できるものをいう。

（3）個人情報映像データ 保存（保有することを目的として記録媒体又は記録装置に電磁的記録（保護法第2条第1項第1号に規定する電磁的記録をいう。）で記録をすることをいう。以下同じ。）をされた個人情報映像に係る電磁的記録をいう。

（基本原則）

3 実施機関は、防犯カメラの設置、利用並びに個人情報映像及び個人情報映像データ（以下「個人情報映像等」という。）の取扱いに関し、保護法に基づき適切な措置を講じるものとする。

（管理及び運用体制）

4 実施機関は、次の体制により防犯カメラ及び個人情報映像等を適正に管理し、及び運用するものとする。

（1）防犯カメラ及び個人情報映像等の管理及び運用に係る事務を所管する課長又はそれに相当する職にある者をもって、その責任者（以下「管理責任者」という。）に充てる。

（2）管理責任者が必要があると判断する場合には、防犯カメラの操作及び個人情報映像等の取扱いを行う担当者（以下「操作担当者」という。）を指定し、目的外の個人情報映像等の取扱いを防ぐための措置を講じた上で、その取扱いをさせることができる。

（設置に関する表示）

5 防犯カメラを設置している施設内又は敷地内の見やすい場所に、防犯カメラが作動している旨を表示するものとする。

（個人情報映像データの適正な管理）

6 管理責任者及び操作担当者は、次のとおり個人情報映像データの適正な管理を行うものとする。

(1) 個人情報映像データを保管するときは、当該記録媒体及び映像記録装置を施錠することのできるキャビネット等に保管するなど、盗難及び紛失の防止のため、適切な措置を講じること。

(2) 個人情報映像データの保存期間は、原則として記録された日から起算して31日以内とする。ただし、管理責任者は、運用上これにより難い特別な事情がある場合は、別に保存期間を定めることができる。

(3) 保存期間を経過した個人情報映像データは、当該データの消去又は記録媒体の破砕により当該個人情報映像データを復元できないよう適切に処理を行うこと。

(個人情報映像データの利用及び提供の制限等)

7 実施機関は、本人から当該本人であると明らかに認められる個人情報映像データの開示を請求された場合を除き、個人情報映像データを防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は他に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 実施機関が、市民等の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認めた場合

(事務の委託等に伴う措置)

8 実施機関は、実施機関以外のものに対し公共施設の管理に係る事務を委託しようとするとき（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせようとするときを含む。）は、このガイドラインにのっとり指定管理者等と締結する協定、委託契約等に防犯カメラの設置、管理及び運用に関し遵守すべき事項等を明記するなどの措置を講じなければならない。

(委任)

9 このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインに基づく防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

付 則

このガイドラインは、平成27年4月1日から実施する。

付 則

このガイドラインは、令和6年4月1日から実施する。

呉市指定管理者制度運用ガイドライン

- ◇ 平成 28 年 6 月 策定
- ◇ 平成 29 年 5 月 改定
- ◇ 平成 31 年 4 月 改定
- ◇ 令和 元年 6 月 改定
- ◇ 令和 2 年 4 月 改定
- ◇ 令和 3 年 4 月 改定
- ◇ 令和 4 年 4 月 改定
- ◇ 令和 5 年 7 月 改定
- ◇ 令和 6 年 6 月 改定
- ◇ 令和 6 年 9 月 改定
- ◇ 令和 7 年 5 月 改定

発行： 呉市総務部行政改革デジタル推進第 1 課
〒737-8501 広島県呉市中央 4 丁目 1 番 6 号
TEL 0823-25-3257
URL <http://www.city.kure.lg.jp/>
E-mail gyodigi-1@city.kure.lg.jp